## 第 3 章　事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

本章は、事業計画地にあたる広島駅南口を中心に、広島県あるいは広島市における公共データ等を基本に事業計画地周辺である中区、東区、南区、西区について整理したものである。

### 3-1　自然的状況

#### 3-1-1 大気環境

(1) 気象

事業計画地周辺は、瀬戸内海式気候に属し、四季を通じて温暖である。

広島地方気象台における気温、降水量等は表 3-1-1 に示すとおりである。

これによると、過去 10 年間の平均気温は 16.6℃で、降水量は 1,593.1㎜、平均風速は 3.8 m/秒となっている。

**表 3-1-1　主な気象要素の観測結果（広島地方気象台）**

| 年　次 | 気　　温(℃) | | | 降水量 (㎜) | 風　速 (m/秒) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | 極値 | | | |
| | | 最　高 | 最　低 | 総　量 | 平　均 |
| 平成 9 年 | 16.4 | 35.1 | -3.2 | 1,860.0 | 3.9 |
| 平成 10 年 | 17.6 | 34.9 | -3.7 | 1,508.0 | 3.7 |
| 平成 11 年 | 16.7 | 36.0 | -3.8 | 1,702.5 | 3.7 |
| 平成 12 年 | 16.5 | 36.9 | -1.4 | 1,138.5 | 3.8 |
| 平成 13 年 | 16.3 | 37.9 | -3.9 | 1,556.0 | 3.9 |
| 平成 14 年 | 16.5 | 36.8 | -2.6 | 1,272.5 | 3.9 |
| 平成 15 年 | 16.1 | 34.1 | -3.9 | 1,709.5 | 3.7 |
| 平成 16 年 | 17.0 | 38.6 | -4.0 | 1,902.0 | 3.9 |
| 平成 17 年 | 16.1 | 35.8 | -4.0 | 1,322.5 | 3.7 |
| 平成 18 年 | 16.3 | 36.5 | -2.9 | 1,959.5 | 3.7 |
| 平　　均 | 16.6 | 36.3 | -3.3 | 1,593.1 | 3.8 |

資料：気象庁ホームページ

(2) 大気質

①一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局

事業計画地周辺の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気質調査結果は表 3-1-2 に示すとおりである。また測定位置は、図 3-1-1 に示すとおりである。

これによると、一般環境大気測定局の皆実小学校及び三篠小学校測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準値に適合しているが、光化学オキシダントについては不適合となっている。また、自動車排出ガス測定局の紙屋町及び比治山測定局における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については環境基準値に適合している。

**表 3-1-2　大気測定局測定結果（平成 17 年度）**

【二酸化硫黄】

| 項　　目 | 単位 | 一般局<br>皆実小学校 |
|---|---|---|
| 用途地域 | | 一種住居 |
| 有効測定日数 | 日 | 364 |
| 測定時間 | 時間 | 8,671 |
| 年平均値 | ppm | 0.002 |
| 1時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合 | 時間 | 0 |
| | % | 0 |
| 日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合 | 日 | 0 |
| | % | 0 |
| 1時間値の最高値 | ppm | 0.032 |
| 日平均値の 2%除外値 | ppm | 0.006 |
| 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無 | 有×<br>無○ | ○ |
| 環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数 | 日 | 0 |

表 3-1-2　大気測定局測定結果（平成 17 年度）（つづき）

【窒素酸化物】

| 項目 | | 単位 | 一般局 | | 自排局 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 三篠小学校 | 皆実小学校 | 紙屋町 | 比治山 |
| 用途地域 | | | 二種住居 | 一種住居 | 商業 | 近隣商業 |
| 一酸化窒素 | 有効測定日数 | 日 | 350 | 354 | 336 | 357 |
| | 測定時間 | 時間 | 8,310 | 8,503 | 8,082 | 8,467 |
| | 年平均値 | ppm | 0.006 | 0.011 | 0,073 | 0.021 |
| | 1時間値の最高値 | ppm | 0.157 | 0.200 | 0.330 | 0.216 |
| | 日平均値の年間98%値 | ppm | 0.025 | 0.039 | 0.124 | 0.055 |
| 二酸化窒素 | 有効測定日数 | 日 | 350 | 354 | 336 | 357 |
| | 測定時間 | 時間 | 8,310 | 8,503 | 8,082 | 8,467 |
| | 年平均値 | ppm | 0.016 | 0.022 | 0.042 | 0.027 |
| | 1時間値の最高値 | ppm | 0.055 | 0.070 | 0.099 | 0.077 |
| | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | 日 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | | % | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 0.0 |
| | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | 日 | 0 | 6 | 208 | 22 |
| | | % | 0.0 | 1.7 | 61.9 | 6.2 |
| | 日平均値の年間98%値 | ppm | 0.031 | 0.038 | 0.056 | 0.043 |
| | 日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日の有無 | 有×無○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 窒素酸化物 | 有効測定日数 | 日 | 350 | 354 | 336 | 357 |
| | 測定時間 | 時間 | 8,310 | 8,503 | 8,082 | 8,467 |
| | 年平均値 | ppm | 0.022 | 0.032 | 0.114 | 0.048 |
| | 1時間値の最高値 | ppm | 9.191 | 0.246 | 0.402 | 0.256 |
| | 日平均値の年間98%値 | ppm | 0.054 | 0.075 | 0.168 | 0.092 |
| | 年平均値 $NO_2/(NO+NO_2)$ | % | 71.3 | 67.4 | 36.4 | 55.6 |

表 3-1-2　大気測定局測定結果（平成 17 年度）（つづき）

【浮遊粒子状物質】

| 項　　目 | 単位 | 一　般　局 | | 自　排　局 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 三篠小学校 | 皆実小学校 | 紙屋町 | 比治山 |
| 用途地域 | | 二種住居 | 一種住居 | 商業 | 近隣商業 |
| 有効測定日数 | 日 | 361 | 365 | 365 | 365 |
| 測定時間 | 時間 | 8,691 | 8,713 | 8,725 | 8,678 |
| 年平均値 | mg/m³ | 0.033 | 0.030 | 0.043 | 0.027 |
| 1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合 | 時間 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 1 時間値の最高値 | mg/m³ | 0.292 | 0.208 | 0.255 | 0.259 |
| 日平均値の 2%除外値 | mg/m³ | 0.071 | 0.068 | 0.076 | 0.057 |
| 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無 | 有×<br>無○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数 | 日 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【光化学オキシダント】

| 項　　目 | 単位 | 一　般　局 | |
|---|---|---|---|
| | | 三篠小学校 | 皆実小学校 |
| 用途地域 | | 二種住居 | 一種住居 |
| 昼間測定日数 | 日 | 365 | 365 |
| 昼間測定時間 | 時間 | 5,412 | 5,436 |
| 昼間の 1 時間値の年平均値 | ppm | 0.035 | 0.031 |
| 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数 | 日 | 134 | 113 |
| | 時間 | 843 | 653 |
| 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数の有無 | 有×<br>無○ | × | × |
| 昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数 | 日 | 5 | 0 |
| | 時間 | 7 | 0 |
| 昼間の 1 時間値の最高値 | ppm | 0.164 | 0.115 |
| 昼間の日最高 1 時間値の年平均値 | ppm | 0.056 | 0.050 |

【一酸化炭素】

| 項　　目 | 単位 | 自排局 |
|---|---|---|
| | | 紙屋町 |
| 用途地域 | | 商業 |
| 有効測定日数 | 日 | 362 |
| 測定時間 | 時間 | 8,642 |
| 年平均値 | ppm | 0.9 |
| 8 時間値が 20ppm を超えた時間数とその割合 | 回 | 0 |
| | % | 0 |
| 日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合 | 日 | 0 |
| | % | 0 |
| 1 時間値の最高値 | ppm | 2.8 |
| 日平均値の 2%除外値 | ppm | 1.4 |
| 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無 | 有×<br>無○ | ○ |
| 環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数 | 日 | 0 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

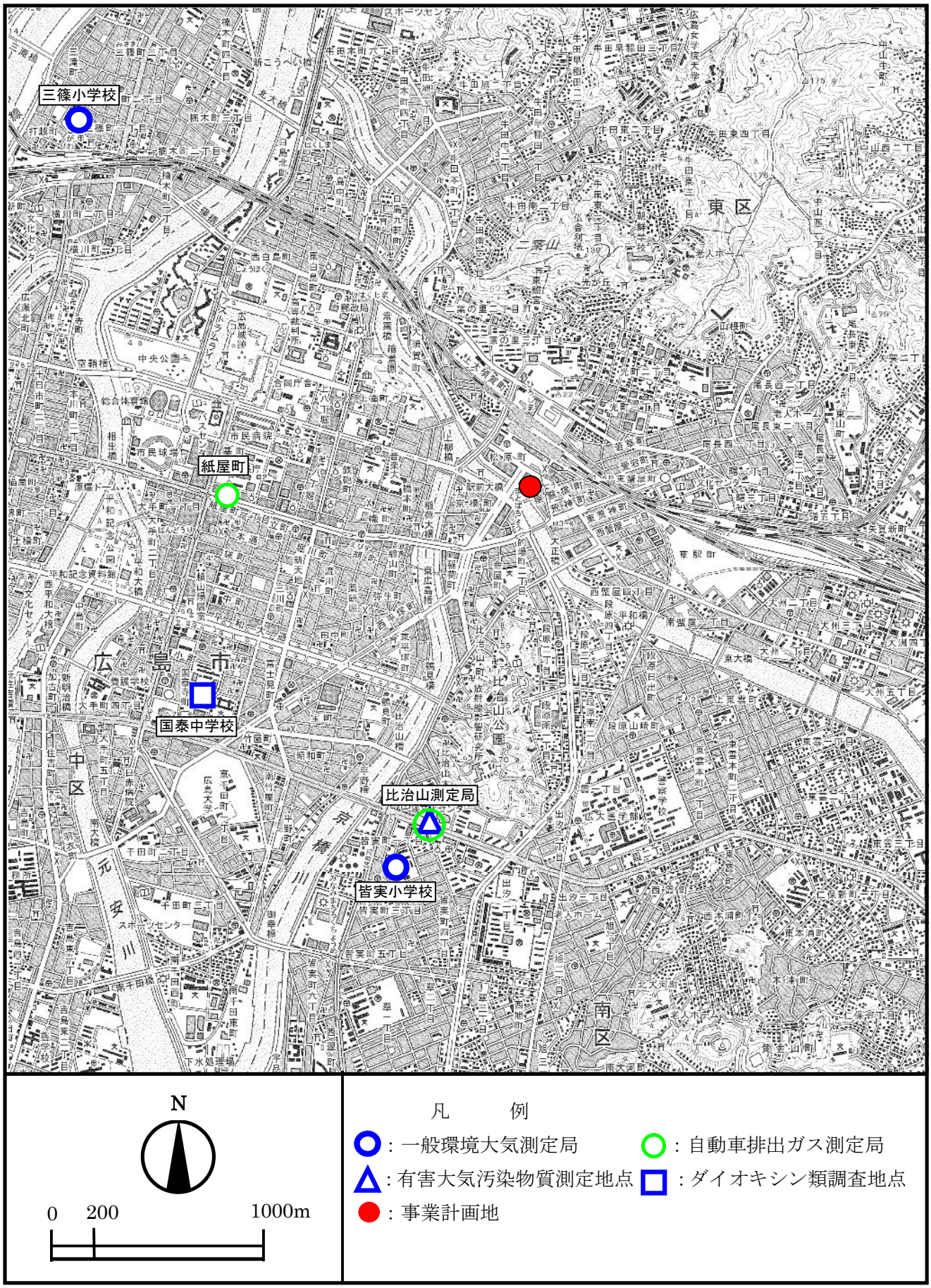


図 3-1-1　　大気質測定地点図（事業計画地周辺）

②有害大気汚染物質

事業計画地周辺では、比治山に道路沿道測定地点があり年 12 回調査が行われている。比治山測定局の有害大気汚染物質調査結果は表 3-1-3 に示すとおりである。また測定位置は、図 3-1-1 に示すとおりである。

これによると、環境基準が設定されている 4 つの項目についてすべて基準値に適合している。

**表 3-1-3　有害大気汚染物質モニタリング結果（平成 17 年度）**

| 測定地点 / 項　目 | 比治山測定局 | | 環境基準値 |
|---|---|---|---|
| | 最小値～最大値 | 平均値 | |
| ベンゼン | 0.96 ～ 2.8 | 1.8 | 0.003mg/m$^3$以下 |
| トリクロロエチレン | 0.013 ～ 0.40 | 0.16 | 0.2mg/m$^3$以下 |
| テトラクロロエチレン | <0.0087 ～ 0.17 | 0.097 | 0.2mg/m$^3$以下 |
| ジクロロメタン | 0.40 ～ 1.2 | 0.81 | 0.15mg/m$^3$以下 |
| アクリロニトリル | <0.0073 ～ 0.15 | 0.067 | － |
| アセトアルデヒド | 1.9 ～ 6.1 | 3.3 | － |
| 塩化ビニルモノマー | <0.0060 ～ 0.048 | 0.0082 | － |
| クロロホルム | 0.076 ～ 0.34 | 0.14 | － |
| 酸化エチレン | 0.055 ～ 0.15 | 0.086 | － |
| 1,2-ジクロロエタン | <0.0078 ～ 0.099 | 0.056 | － |
| 1,3-ブタジエン | 0.16 ～ 0.56 | 0.30 | － |
| ベンゾ[a]ピレン | 0.11 ～ 0.60 | 0.36 | － |
| ホルムアルデヒド | 2.3 ～ 6.8 | 4.3 | － |
| 水銀及びその化合物 | 1.8 ～ 3.1 | 2.2 | － |
| ニッケル化合物 | 1.8 ～ 8.5 | 4.3 | － |
| ヒ素及びその化合物 | 0.36 ～ 5.8 | 2.0 | － |
| ﾍﾞﾘﾘｳﾑ及びその化合物 | 0.031 ～ 0.11 | 0.054 | － |
| ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 | 19 ～ 75 | 41 | － |
| ｸﾛﾑ及びその化合物 | 3.7 ～ 20 | 8.7 | － |

単位：μg/m$^3$（ただし水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物については ng/m$^3$）

※　測定は毎月実施（塩化ビニルモノマーについては 11 月分欠測）。平均値の欄には当該地点における 12 回（塩化ビニルモノマーは 11 回）の測定結果の算術平均値を記載した。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

③ダイオキシン類

事業計画地周辺における大気中のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-4 に示すとおりである。

これによると、事業計画地の南西に位置する国泰寺中学校では環境基準を達成している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

**表 3-1-4　ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）**

単位：pg-TEQ/m$^3$

| 調　査　地　点 | 第 1 回（5 月） | 第 2 回（8 月） | 第 3 回（11 月） | 第 4 回（2 月） | 年平均値 | 環境基準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国泰寺中学校 | 0.042 | 0.075 | 0.056 | 0.080 | 0.063 | 0.6 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

(3) 騒音

事業計画地周辺の道路における自動車（道路交通）騒音に関する環境基準達成状況は、表 3-1-5 に示すとおりである。これによると、環境基準適合率は昼間で 74～100%夜間で 69～100%となっている。また、道路近傍における自動車騒音測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺の道路近傍騒音は昼間 63.6～73.5 dB(A) 、夜間 58.8～69.8 dB(A)である。

自動車騒音の調査地点は、図 3-1-2 に示すとおりである。

**表 3-1-5　道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）**

| 道路種別 | 路線名称 | 評　価<br>区間数 | 対象戸数<br>（百戸） | 環境基準適合率(%) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道 | 国　道　2　号 | 14 | 82 | 82 | 69 |
| 〃 | 国　道　4　8　7　号 | 1 | 29 | 80 | 100 |
| 〃 | 国　道　5　4　号 | 15 | 58 | 84 | 77 |
| 〃 | 国道 54 号（祇園新道） | 5 | 35 | 92 | 92 |
| 主要地方道 | 広　島　三　次　線 | 18 | 57 | 87 | 87 |
| 一般県道 | 府　中　祇　園　線 | 4 | 28 | 100 | 90 |
| 一般市道 | 駅　前　吉　島　線 | 7 | 11 | 100 | 100 |
| 〃 | 横　川　江　波　線 | 2 | 31 | 100 | 100 |
| 〃 | 南　4　区　8 3 2　号 線 | 1 | 4 | 74 | 74 |
| 〃 | 天　満　矢　賀　線 | 1 | 2 | 100 | 100 |
| 〃 | 白　島　牛　田　線 | 1 | 3 | 100 | 100 |

注　1)路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適否を路線別に集計したものである。
2)環境基準適合率(%)＝環境基準適合戸数/対象戸数×100

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

**表 3-1-6　自動車騒音測定結果**

| 番号 | 道路名 | 測定地点 | 用途地域 | 車線数 | 地域類型 | 道路近傍騒音 LAeq(dB(A)) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 昼間 | 夜間 |
| 1 | 一般国道 54 号（祇園新道） | 中区白島北町 19 番 | 近隣商業地域 | 6 | C | 63.6 | 59.5 |
| 2 | 一般市道白島牛田線 | 東区牛田本町 3 丁目 3 番 | 近隣商業地域 | 4 | C | 66.0 | 58.8 |
| 3 | 一般国道 54 号（祇園新道） | 中区基町 20 番 | 第二種住居地域 | 4 | B | 73.5 | 69.0 |
| 4 | 一般国道 54 号 | 中区十日市町 1 丁目 1 番 | 商業地域 | 6 | C | 73.2 | 68.9 |
| 5 | 一般市道駅前吉島線 | 南区稲荷町 4 番 | 商業地域 | 8 | C | 63.7 | 60.1 |
| 6 | 一般国道 54 号 | 中区袋町 5 番 | 商業地域 | 6 | C | 71.0 | 67.5 |
| 7 | 一般市道駅前吉島線 | 中区東平塚町 3 番 | 商業地域 | 4 | C | 64.3 | 60.1 |
| 8 | 主要地方道広島三次線 | 南区比治山本町 19 番 | 近隣商業地域 | 2 | C | 67.8 | 62.7 |
| 9 | 一般国道 2 号 | 中区平野町 3 番 | 近隣商業地域 | 6 | C | 70.7 | 69.8 |
| 10 | 一般市道南 4 区 832 号線 | 南区宇品西 1 丁目 2 番 | 第一種住居地域 | 4 | B | 72.7 | 66.4 |

資料：「平成 17 年度版　騒音・振動関係データ集（自動車編・鉄道編)」広島市環境局

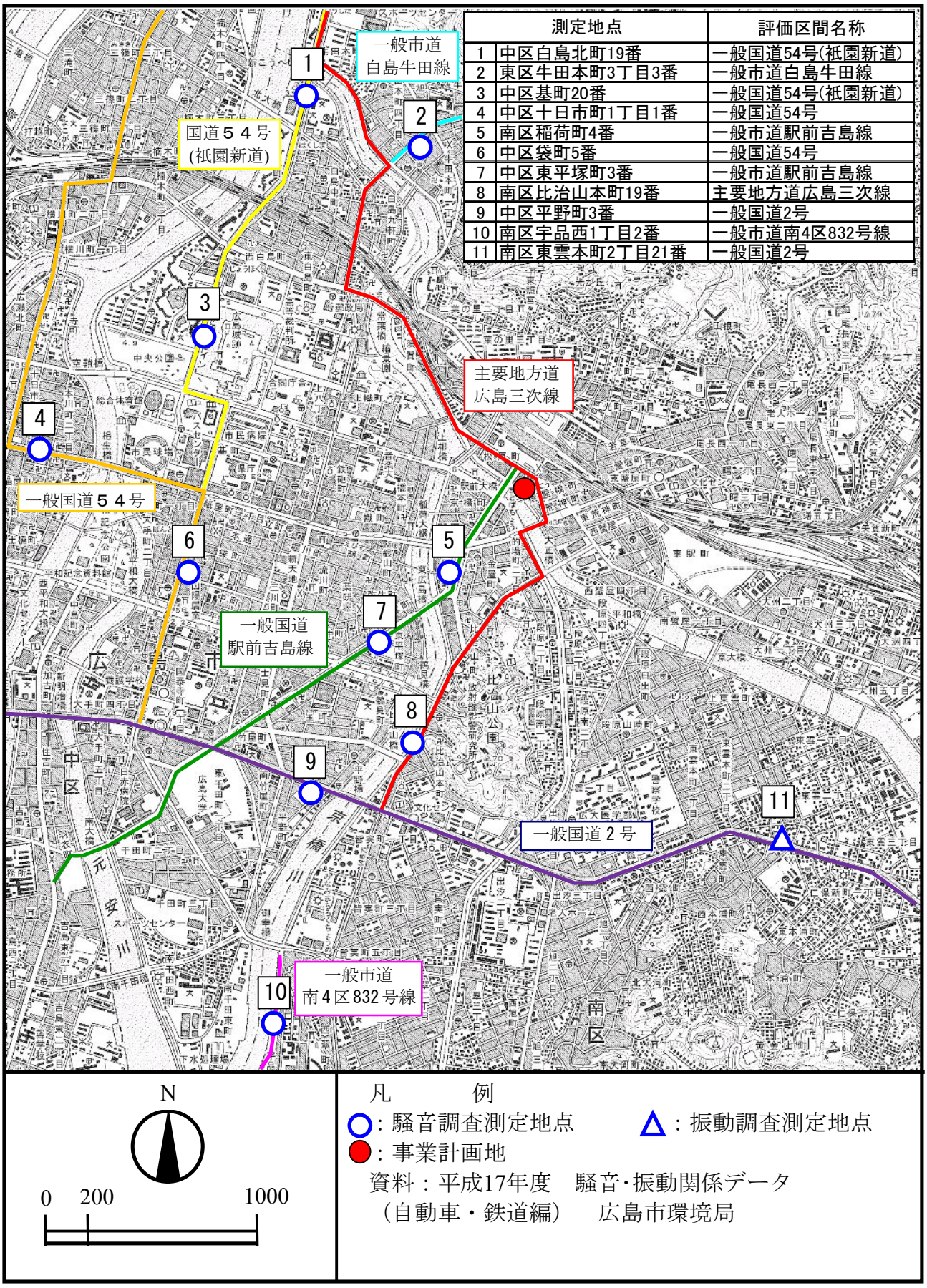


| | 測定地点 | 評価区間名称 |
|---|---|---|
| 1 | 中区白島北町19番 | 一般国道54号(祇園新道) |
| 2 | 東区牛田本町3丁目3番 | 一般市道白島牛田線 |
| 3 | 中区基町20番 | 一般国道54号(祇園新道) |
| 4 | 中区十日市町1丁目1番 | 一般国道54号 |
| 5 | 南区稲荷町4番 | 一般市道駅前吉島線 |
| 6 | 中区袋町5番 | 一般国道54号 |
| 7 | 中区東平塚町3番 | 一般市道駅前吉島線 |
| 8 | 南区比治山本町19番 | 主要地方道広島三次線 |
| 9 | 中区平野町3番 | 一般国道2号 |
| 10 | 南区宇品西1丁目2番 | 一般市道南4区832号線 |
| 11 | 南区東雲本町2丁目21番 | 一般国道2号 |

図 3-1-2　　騒音・振動測定地点図（事業計画地周辺）

(4) 振動

事業計画地周辺の道路近傍における自動車（道路交通）振動測定結果は、表 3-1-7 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺の道路近傍振動は昼間 45 デシベル、夜間 46 デシベルである。

**表 3-1-7　道路交通振動測定結果**

| 道路名 | 測定地点 | 用途地域 | 車線数 | 地域類型 | 道路近傍振動 $L_{10}$(dB) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道 2 号 | 南区東雲本町 2 丁目 21 番 | 近隣商業地域 | 6 | C | 45 | 46 |

注　測定地点は、図 3-1-2 を参照

資料：「平成 17 年度版　騒音・振動関係データ集（自動車編・鉄道編）」広島市環境局

(5) 悪臭

悪臭に関する公害苦情件数及び用途地域別公害苦情件数は、表 3-1-8、表 3-1-9 に示すとおりである。これによると、苦情件数は昨年度より 20 件増加している。また、用途地域別でみると第 1 種住居地域が 15 件、次いで準工業地域が 13 件となっている。

**表 3-1-8　年度別公害苦情件数**　　単位：件

| 年度／種類 | 平成 13 年度（2001 年度） | 平成 14 年度（2002 年度） | 平成 15 年度（2003 年度） | 平成 16 年度（2004 年度） | 平成 17 年度（2005 年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 悪臭 | 95 | 85 | 91 | 67 | 87 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

**表 3-1-9　用途地域別公害苦情件数**

単位：件

| 用途地域区分 | 悪臭 |
|---|---|
| 総数 | 87 |
| 第1種低層住居専用地域 | 7 |
| 第2種低層住居専用地域 | 0 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 1 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 3 |
| 第1種住居地域 | 15 |
| 第2種住居地域 | 5 |
| 準住居地域 | 1 |
| 近隣商業 | 8 |
| 商業 | 10 |
| 準工業 | 13 |
| 工業 | 12 |
| 工業専用 | 2 |
| 市街化調整区域 | 7 |
| 都市計画区域外 | 3 |
| その他 | 0 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

## 3-1-2 水環境

### (1) 水質

#### ①公共用水域水質測定結果

事業計画地周辺における、公共用水域（河川水）の水質測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3-1-3 に示すとおりである。

これによると、３地点とも環境基準の類型指定を受けており、健康項目では、すべて環境基準値に適合しているが、一般項目の大腸菌群数については、3 地点とも不適合となっている。

**表 3-1-10　公共用水域水質測定結果**

| | 測定項目 | 単位 | 大芝水門 A類型 最小値～最大値 | 御幸橋 A類型 最小値～最大値 | 仁保橋 B類型 最小値～最大値 | 環境基準 A類型 | 環境基準 B類型 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般項目 | ｐＨ | mg/L | 7.2 ～ 7.8 | 7.4 ～ 8.1 | 7.4 ～ 8.2 | 6.5～8.5 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ | mg/L | 8.7 ～ 13.0 | 4.9 ～ 11.0 | 4.2 ～ 11.0 | 7.5以上 | 5以上 |
| | ＢＯＤ | mg/L | <0.5 ～ 1.3 | <0.5 ～ 2.3 | <0.5 ～ 3.4 | 2以下 | 3以下 |
| | ＣＯＤ | mg/L | 1.5 ～ 2.7 | 1.1 ～ 8.0 | 1.8 ～ 5.6 | — | — |
| | ＳＳ | mg/L | 1 ～ 4 | <1 ～ 64 | <1 ～ 31 | 25以下 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100mL | 230 ～ 33000 | 20 ～ 33000 | 170 ～ 350000 | 1,000以下 | 5,000以下 |
| | 全窒素 | mg/L | 0.44 ～ 0.8 | 0.52 ～ 1.3 | 0.80 ～ 1.50 | — | — |
| | 全燐 | mg/L | 0.008 ～ 0.023 | 0.015 ～ 0.120 | 0.039 ～ 0.110 | — | — |
| 健康項目 | カドミウム | mg/L | — | <0.001 ～ <0.001 | <0.001 ～ <0.001 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | 全シアン | mg/L | — | ND ～ ND | ND ～ ND | 検出されないこと | 検出されないこと |
| | 鉛 | mg/L | — | <0.005 ～ <0.005 | <0.005 ～ <0.005 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | 六価クロム | mg/L | — | <0.02 ～ <0.02 | <0.02 ～ <0.02 | 0.05以下 | 0.05以下 |
| | 砒素 | mg/L | — | <0.005 ～ <0.005 | <0.005 ～ <0.005 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | 総水銀 | mg/L | — | <0.0005 ～ <0.0005 | <0.0005 ～ <0.0005 | 0.0005以下 | 0.0005以下 |
| | ＰＣＢ | mg/L | — | ND | ND | 検出されないこと | 検出されないこと |
| | ジクロロメタン | mg/L | — | <0.002 ～ <0.002 | <0.002 ～ <0.002 | 0.02以下 | 0.02以下 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | — | <0.0002 ～ <0.0002 | <0.0002 ～ <0.0002 | 0.002以下 | 0.002以下 |
| | 1,2-ジクロロエタン | mg/L | — | <0.0004 ～ <0.0004 | <0.0004 ～ <0.0004 | 0.004以下 | 0.004以下 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | mg/L | — | <0.002 ～ <0.002 | <0.002 ～ <0.002 | 0.02以下 | 0.02以下 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L | — | <0.004 ～ <0.004 | <0.004 ～ <0.004 | 0.04以下 | 0.04以下 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | mg/L | — | <0.0005 ～ <0.0005 | <0.0005 ～ <0.0005 | 1以下 | 1以下 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | mg/L | — | <0.0006 ～ <0.0006 | <0.0006 ～ <0.0006 | 0.006以下 | 0.006以下 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | — | <0.002 ～ <0.002 | <0.002 ～ <0.002 | 0.03以下 | 0.03以下 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | — | <0.0005 ～ <0.0005 | <0.0005 ～ <0.0005 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | 1,2-ジクロロプロペン | mg/L | — | <0.0002 ～ <0.0002 | <0.0002 ～ <0.0002 | 0.002以下 | 0.002以下 |
| | チウラム | mg/L | — | <0.0006 ～ <0.0006 | <0.0006 ～ <0.0006 | 0.006以下 | 0.006以下 |
| | シマジン | mg/L | — | <0.0003 ～ <0.0003 | <0.0003 ～ <0.0003 | 0.03以下 | 0.03以下 |
| | チオベンカルブ | mg/L | — | <0.002 ～ <0.002 | <0.002 ～ <0.002 | 0.02以下 | 0.02以下 |
| | ベンゼン | mg/L | — | <0.001 ～ <0.001 | <0.001 ～ <0.001 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | セレン | mg/L | — | <0.002 ～ <0.002 | <0.002 ～ <0.002 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| | 硝酸性・亜硝酸性窒素 | mg/L | — | 0.33 ～ 0.57 | 0.29 ～ 0.56 | 10以下 | 10以下 |
| | ふっ素 | mg/L | — | — | — | 0.8以下 | 0.8以下 |
| | ほう素 | mg/L | — | — | — | 1以下 | 1以下 |
| 特殊項目 | 銅 | mg/L | — | <0.005 ～ 0.010 | <0.005 ～ 0.006 | — | — |
| | 亜鉛 | mg/L | — | 0.001 ～ 0.018 | 0.001 ～ 0.014 | — | — |
| | 鉄（溶解性） | mg/L | — | <0.1 ～ <0.1 | <0.1 ～ <0.1 | — | — |
| | マンガン（溶解性） | mg/L | — | <0.1 ～ <0.1 | <0.1 ～ <0.1 | — | — |
| | クロム | mg/L | — | <0.1 ～ <0.1 | <0.1 ～ <0.1 | — | — |
| その他項目 | 塩素イオン | mg/L | 6.8 ～ 21.0 | 330.0 ～ 18000.0 | 1500.0 ～ 17000.0 | — | — |
| | アンモニア態窒素 | mg/L | — | 0.03 ～ 0.28 | 0.03 ～ 0.49 | — | — |
| | 亜硝酸態窒素 | mg/L | — | <0.005 ～ 0.020 | 0.009 ～ 0.028 | — | — |
| | 硝酸態窒素 | mg/L | — | 0.310 ～ 0.560 | 0.280 ～ 0.540 | — | — |
| | 燐酸態燐 | mg/L | — | 0.013 ～ 0.120 | 0.024 ～ 0.087 | — | — |
| | 電気伝導度 | μS/cm | — | 1200 ～ 27000 | 5100 30000 | — | — |

資料：「公共用水域の水質測定結果」（平成 17 年）　広島県

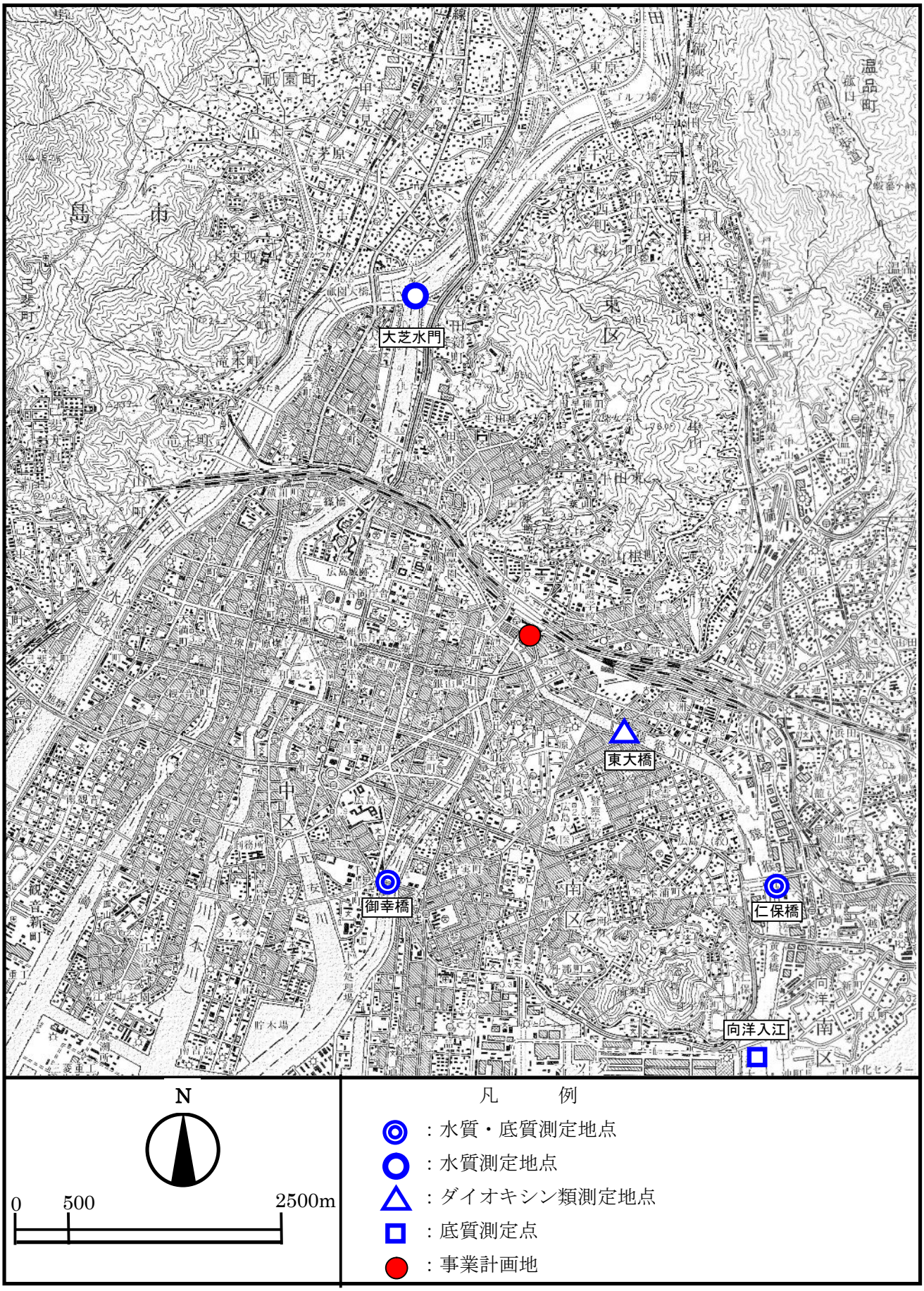


図 3-1-3　　水質・底質等測定地点図（事業計画地周辺）

②ダイオキシン類

事業計画地周辺における河川水中のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-11 に示すとおりである。

これによると、猿猴川の東大橋調査地点は環境基準を達成している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

**表 3-1-11　ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）**

単位：pg-TEQ/L

| 調査地点 | 第１回 | 第２回 | 年平均値 | 環境基準値<br>(年平均値) |
|---|---|---|---|---|
| 猿猴川　東大橋 | 0.14 | 0.096 | 0.12 | 1 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

(2) 底質

①底質測定結果

事業計画地周辺における河川底質の調査結果（含有量試験）は、表 3-1-12 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3-1-3 に示すとおりである。

これによると、底質の有機汚濁の指標となる強熱減量は仁保橋で 3.9%、御幸橋で 5.1%、向洋入江で 7.7%となっている。

また、総水銀、ＰＣＢは暫定除去基準値（それぞれ 25ppm、10ppm）以下となっている。

**表 3-1-12　底質調査結果（平成 17 年度）**

| 項目 | 単位 | 京橋川<br>御幸橋 | 猿猴川<br>仁保橋 | 猿猴川<br>向洋入江 |
|---|---|---|---|---|
| pH | — | 7.3 | 7.4 | 7.6 |
| COD | mg/g | 15 | 10 | 19 |
| 強熱減量 | % | 5.1 | 3.9 | 7.7 |
| 硫化物総量 | mg/g | <0.1 | 0.1 | 0.2 |
| 含水率 | % | 19.7 | 22.5 | 7.2 |
| ｶﾄﾞﾐｳﾑ | mg/kg | 0.24 | 0.20 | 0.40 |
| 鉛 | mg/kg | 13 | 11 | 19 |
| ヒ素 | mg/kg | 8.0 | 4.9 | 8.6 |
| 総水銀 | mg/kg | 0.05 | 0.07 | 0.11 |
| ｱﾙｷﾙ水銀 | mg/kg | N.D. | N.D. | N.D. |
| PCB | mg/kg | N.D. | N.D. | N.D. |
| 銅 | mg/kg | 37 | 35 | 57 |
| ｸﾛﾑ | mg/kg | 8 | 15 | 23 |
| 酸化還元電位 | mV | -65 | -94 | -150 |

注　N.D.:検出せず（定量限界未満）

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

②ダイオキシン類

事業計画地周辺における河川底質のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-13 に示すとおりである。これによると、猿猴川の東大橋調査地点は環境基準を達成している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

**表 3-1-13　ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）**

単位：pg-TEQ/g

| 調査地点 | (7 月) | 環境基準値 |
|---|---|---|
| 猿猴川　東大橋 | 2.0 | 150 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

(3) 地下水汚染

①地下水測定結果

事業計画地周辺における地下水調査（概要調査、定期モニタリング調査）は、表 3-1-14 に示すとおり中区 1 地点、東区 1 地点、西区 2 地点で行われている。これによると、モリタニング調査地点の中区①ではシスー1,2ージクロロエチレンとテトラクロロエチレンが環境基準値(それぞれ 0.04mg/L 以下、0.01mg/L 以下）に適合していない。

**表 3-1-14　地下水調査結果**　　単位：mg/L

| 測定地点名 | 概況調査 | モニタリング調査 | | | 環境基準値 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 東区① | 中区① | 西区① | 西区② | |
| 測定回数 | 2 | 2 | 1 | 2 | — |
| カドミウム | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| 全シアン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 検出されないこと |
| 鉛 | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | N.D. | 0.007～0.009 | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.0005mg/L 以下 |
| PCB | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.02mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | N.D. | 0.034～0.079 | 0.005 | N.D. | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1,-トリクロエタン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2,-トリクロエタン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | N.D. | 0.011～0.020 | N.D. | 0.0029～0.0034 | 0.03mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | N.D. | 0.070～0.10 | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.006mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | N.D. | N.D. | N.D. | N.D. | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | 3.7～4.3 | 0.02～0.03 | 0.01 | 4.4～12 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.12～0.14 | 0.11～0.23 | 0.17 | N.D.～0.10 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 0.01～0.10 | 0.04 | 0.07 | 0.04 | 1mg/L 以下 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

②ダイオキシン類

事業計画地周辺の地下水のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-15 に示すとおり東区上温品一丁目で測定されている。これによると、上温品一丁目の調査地点は環境基準を達成している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

**表 3-1-15　ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）**

単位：pg-TEQ/L

| 調査地点 | 調査結果 | 環境基準値 |
|---|---|---|
| 東区　　上温品一丁目 | 0.014 | 1 |

資料：「平成 18 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

### 3-1-3 土壌環境

(1) 地形・地質

①地形

市域の北部、東部及び西部は山地が連なり、標高 600m以上の山岳も多く点在しているが、その山頂はなだらかである。それらに隣接する丘陵地･台地は市内の低地部に連続している。

事業計画地周辺は、太田川によって形成されたデルタ地帯であり、太田川から分岐した猿猴川沿いの低地として形成されている。(図 3-1-4 参照)

②地質

図 3-1-5 に示す表層地質図を示す。事業計画地北方には花崗岩質岩石が分布するものの、事業計画地周辺は表層地質は砂（がち）と分類されている。

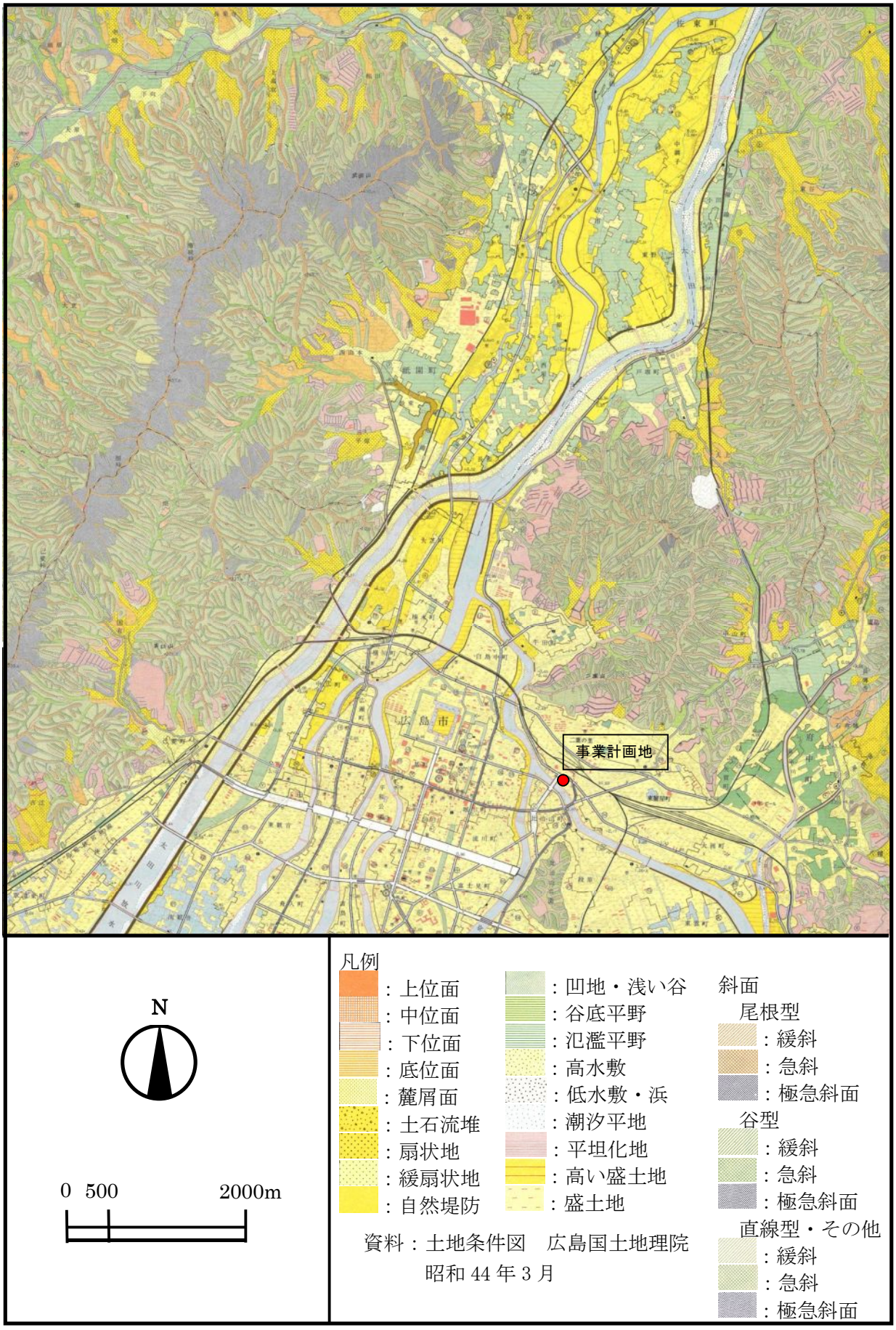
事業計画地
N
0 500 2000m
凡例
：上位面
：中位面
：下位面
：底位面
：麓屑面
：土石流堆
：扇状地
：緩扇状地
：自然堤防
：凹地・浅い谷
：谷底平野
：氾濫平野
：高水敷
：低水敷・浜
：潮汐平地
：平坦化地
：高い盛土地
：盛土地
斜面
尾根型
：緩斜
：急斜
：極急斜面
谷型
：緩斜
：急斜
：極急斜面
直線型・その他
：緩斜
：急斜
：極急斜面
資料：土地条件図　広島国土地理院
昭和 44 年 3 月

図 3-1-4　　土地条件図

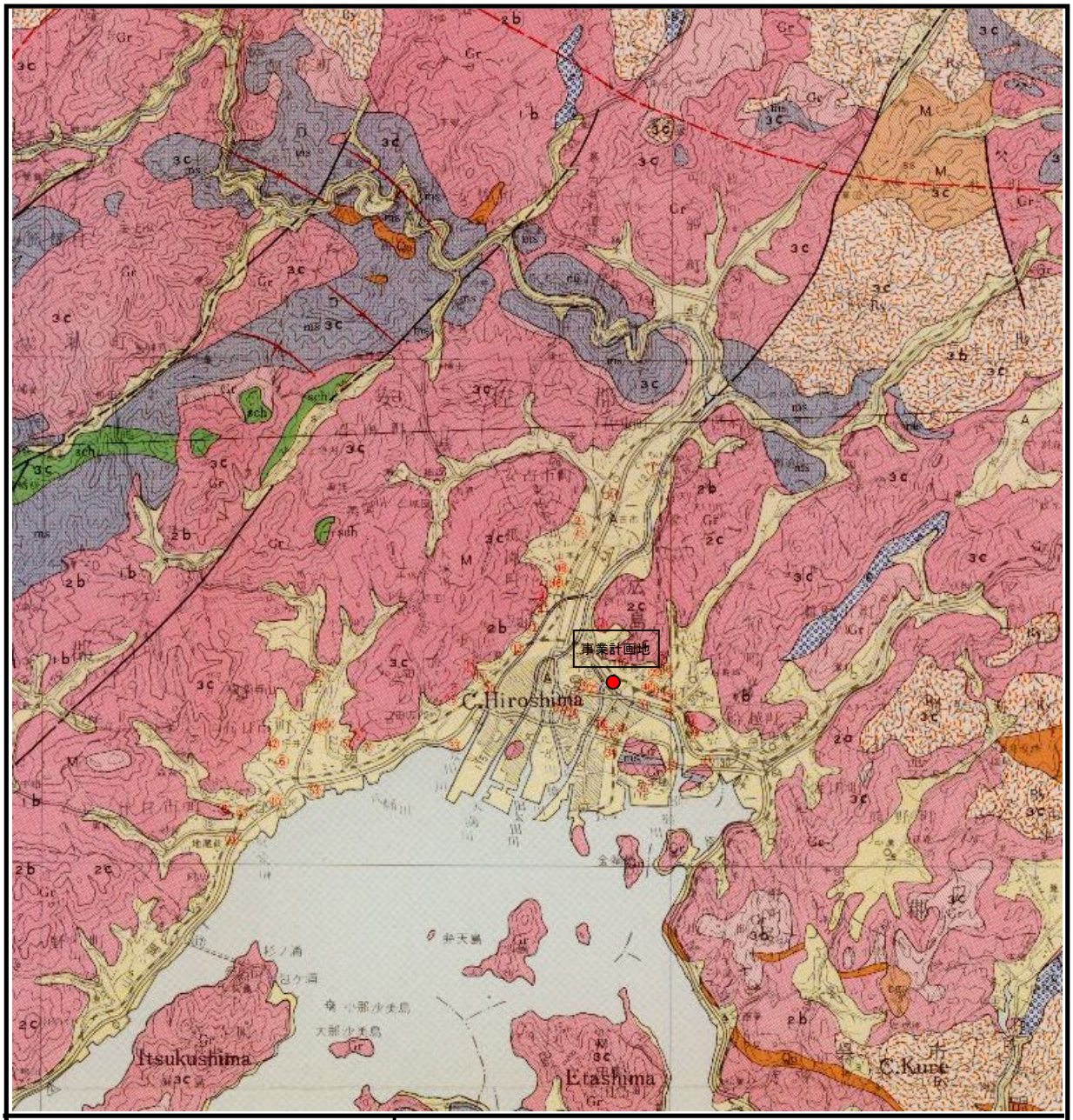


資料：土地分類図（表層地質図）　広島県
経済企画丁総合開発局　昭和４７年

図 3-1-5　　土地分類図（表層地質）

(2) 地盤沈下

国土地理院の調査によれば、昭和 30 年頃から広島市の市街地で沈下が認められたが、最近は停滞している。

資料：「全国地盤環境情報ディレクトリー」（平成 17 年度版）環境省ホームページ

(3) 土壌汚染

①ダイオキシン類

事業計画地周辺の土壌のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-16 に示すとおりである。これによると、一般環境把握調査および発生源周辺状況把握調査ともに全地点で環境基準を達成している、また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

**表 3-1-16　ダイオキシン類の土壌環境調査（平成 16 年度）**

単位：pg-TEQ/g

| 区　分 | 調査地点 | 調査結果 | 環境基準値 |
|---|---|---|---|
| 一般環境把握調査 | 中区基町 | 0.051 | 1,000 |
| | 中区鶴見町 | 0.022 | |
| | 中区東千田町二丁目 | 0.036 | |
| | 東区戸坂出江二丁目 | 0.21 | |
| | 東区牛田早稲田四丁目 | 0.0043 | |
| | 南区青崎一丁目 | 0.029 | |
| | 南区的場町二丁目 | 0.0028 | |
| | 南区旭一丁目 | 0.036 | |
| | 南区仁保新町二丁目 | 0.031 | |
| | 西区古田台一丁目 | 0.0058 | |
| | 西区高須四丁目 | 0.081 | |
| | 西区庚午中四丁目 | 0.034 | |
| | 西区鈴が峰町 | 0.041 | |
| 発生源周辺状況把握調査 | 南区楠那町 | 0.015 | |
| | 南区丹那町 | 2.4 | |
| | 南区日宇那町 | 3.0 | |
| | 南区堀越二丁目 | 1.1 | |
| | 南区向洋大原町 | 1.3 | |
| | 南区向洋新町一丁目 | 0.097 | |
| | 西区山田新町一丁目 | 0.30 | |

資料：「平成 17 年度版　広島市の環境」　広島市環境局

(4) 事業計画地周辺の地質・地下水の状況

広島駅表口Bブロック地区第一種市街地再開発事業に伴う地質調査結果（平成2年～3年）より事業計画地周辺の地質・地下水の状況について抜粋、整理した。

①調査方法

ア　地質の状況

地質の状況は、現地におけるボーリング調査結果（平成２年10月～11月調査）の整理・解析により行った。

イ　地下水の状況

水質及び地下水位の状況は、現地における水質分析結果（平成２年11月調査）及び地下水位観測結果（平成３年１月～11月調査）の整理・解析により行った。

②調査結果

ア　地質の状況

**表 3-1-17　地質層序及び特徴**

| 地質時代 | | 地盤地質区分 | 記　号 | | 主な地質 | 出現標高T.P.(m) | 主な色調 | 層 厚 (m) | N 値 | 記事 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第四紀 | 沖積世 | 最上部層 | Um | | 盛　土 | 0.02～2.71 | 茶褐～灰色 | 道路部分 0.9～1.8m 河岸緑地 2.5～2.8m | | マサ土を主体とし、玉石・ガレキなどを混入 |
| | | 上部砂層 | Us | Us1 | シルト混り細砂 | -2.39～2.71 | 褐　色 | 1.6～3.4 | 3～10 | 全体に粒径が不均一であり、含水量が多く、相対密度の緩い層である。 |
| | | | | Us2 | 礫混り粗砂 | -5.09～0.02 | 暗灰色 | 2.7～4.0 | 9～15 | |
| | | | | Us3 | シルト混り細砂 | -6.59～-2.68 | 暗灰色 | 1.5～3.7 | 3～9 | |
| | | 上部粘土層 | Uc | | シルト～粘土 | -23.15～-6.09 | 暗灰～黒灰 | 15.9～17.2 | 3～4 | 均質なシルトで含水量が少なく、粘性が小さい。貝殻片を混入する。層上部はところどころに細砂の薄層を挟む。層下部はシルト質粘土に漸移している。また、GL-13m～-14m付近には火山灰質微細砂の薄層を挟む。 |
| | 洪積世 | 下部砂層 | Ls | | 礫混り細砂～粗砂 | -24.89～-22.49 | 淡青灰 | 0.8～2.4 | 10～33 | 粒径の不均一なシルト質細砂からなる。直径3～10mm程度の亜円礫が点在する。ところどころに貝殻片を混入する。 |
| | | 下部粘土層 | Lc | | シルト質粘土 | -23.88～-23.58 | 青灰色 | 1.3 | 9 | 均質な粘土で、含水量が少なく、粘性が小さい。 |
| | | 最下部層 | Lm | | 砂　礫 | -38.18～-23.58 | 暗灰～灰色 | 5.1～14.3 | 48～50以上 | 直径20～30mm程度の円礫を主体とする砂礫からなり、マトリックスは粘土混り粗砂で、粒径は不均一である。直径100mm以上の玉石が点在する。 |
| 第三紀以前 | | 基盤岩層 | B | | 花崗岩 | -43.18～-38.18 | 褐　色 | 5 (No.3孔より確認) | 50以上 | 上面深度はGL-40.0mである。上面から2m程度まではマサ状に風化している。軟岩状の部分では貫入不能である。 |

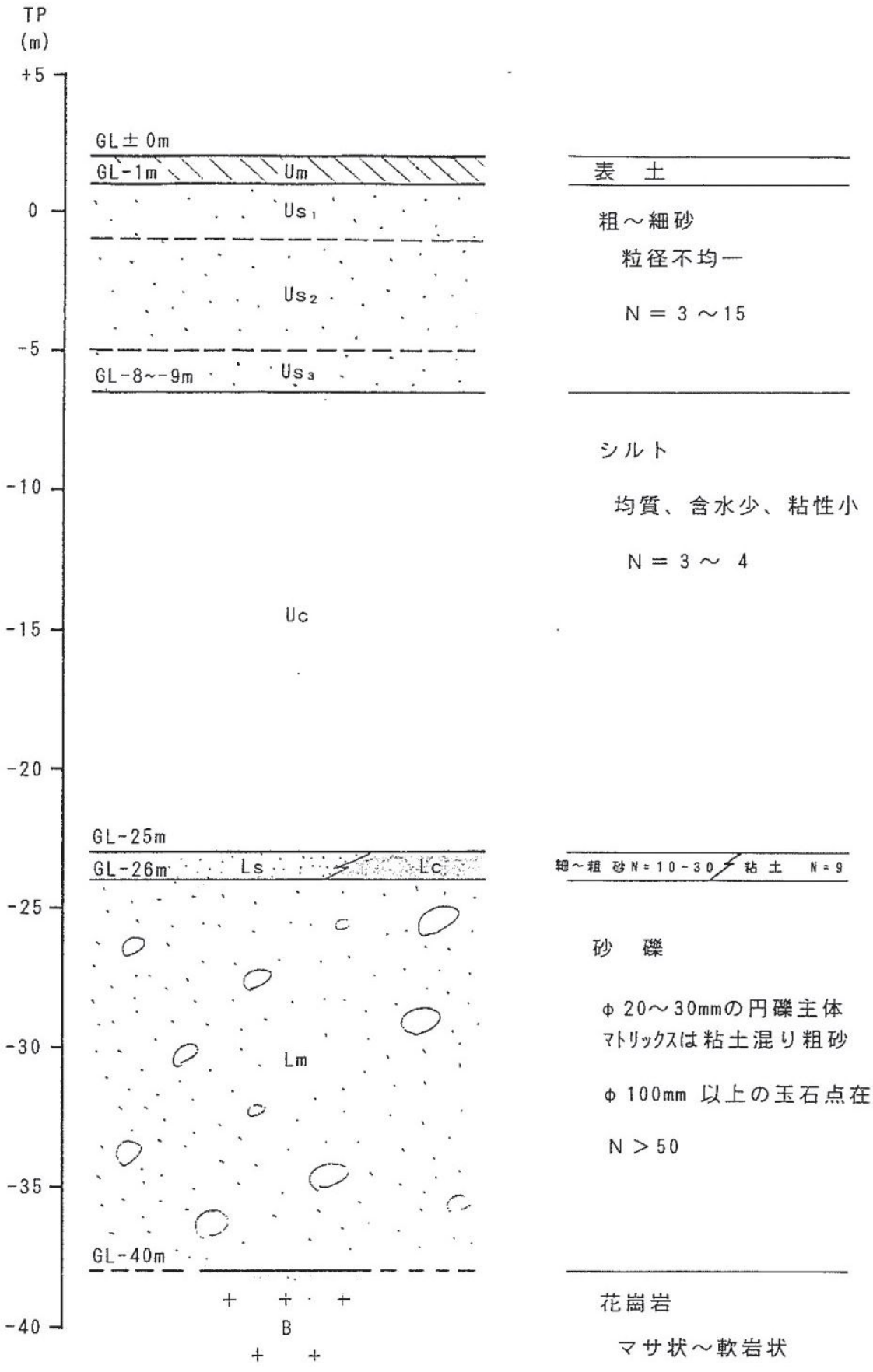


図 3-1-6　事業計画地の地盤状況模式図

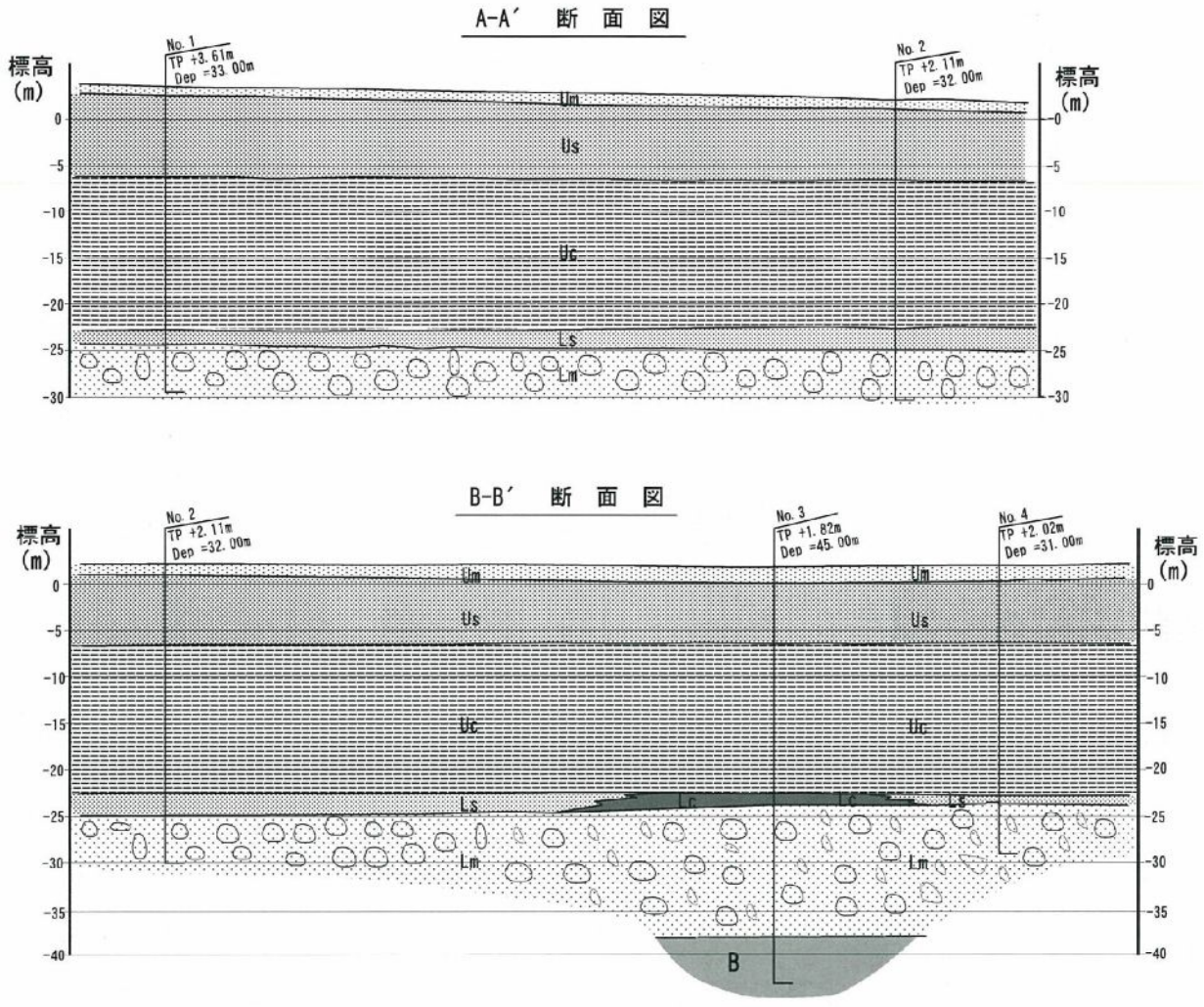


| 記号 | 地層名 | 主な土質名 |
|---|---|---|
| Um | 最上部層 | 盛土、砂 |
| Us | 上部砂層 | 粗～細砂 |
| Uc | 上部粘土層 | シルト |
| Ls | 下部砂層 | 礫混細砂 |
| Lc | 下部粘土層 | シルト質粘土 |
| Lm | 最下部層 | 砂礫 |
| B | 基盤岩 | 花崗岩 |

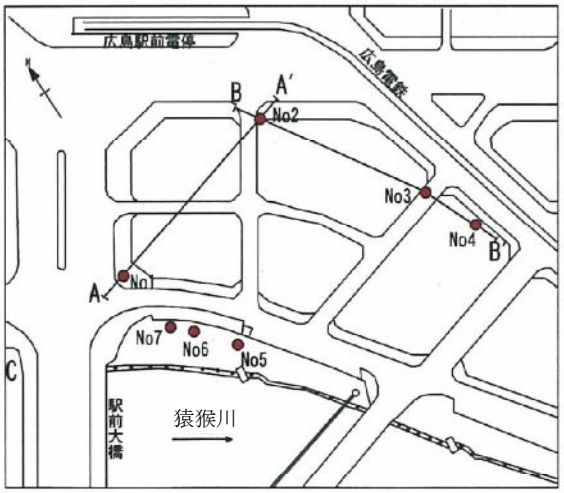


ボーリング調査地点及び断面位置図

図 3-1-7　　地質断面図 1

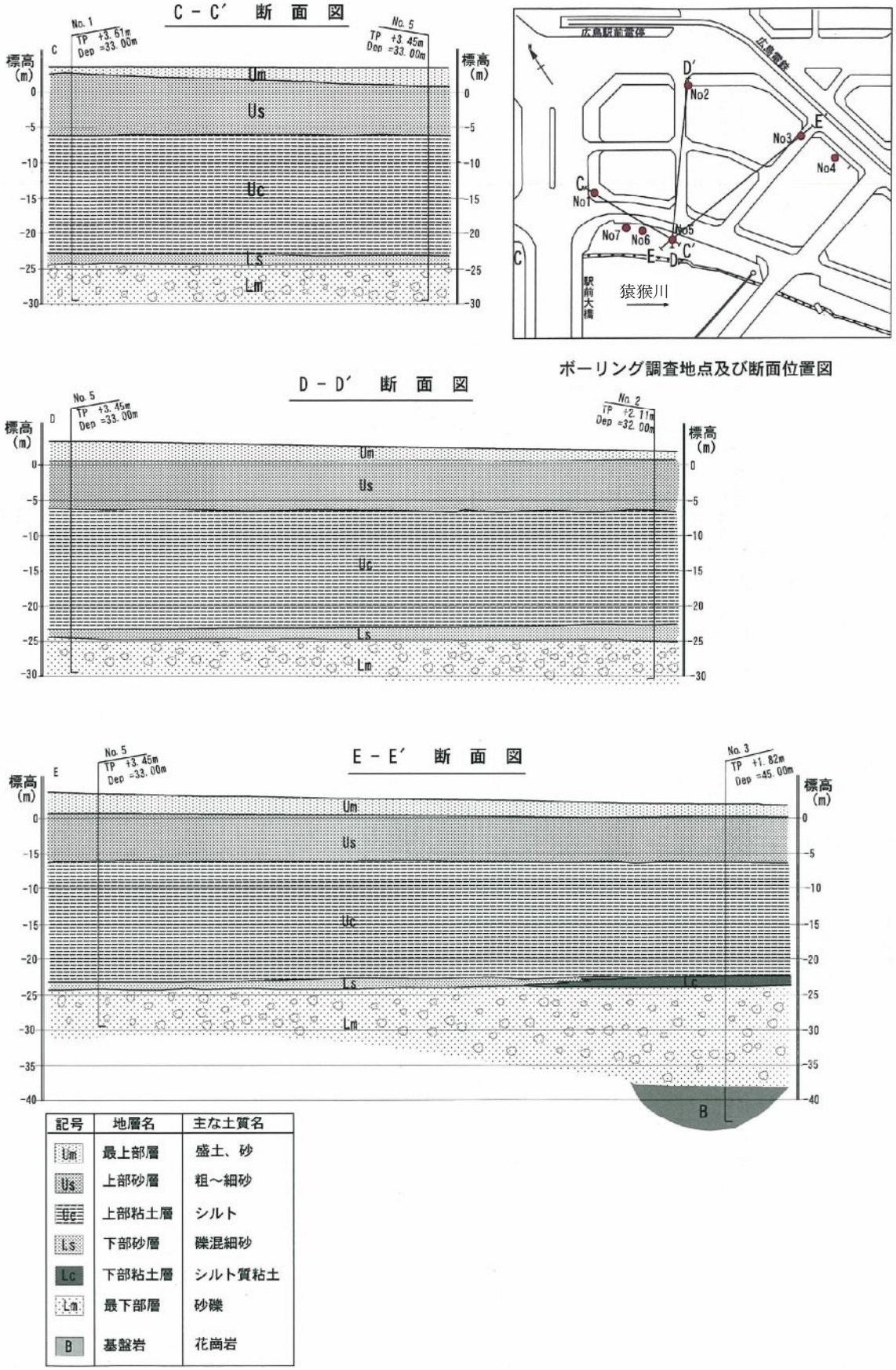


| 記号 | 地層名 | 主な土質名 |
|---|---|---|
| Um | 最上部層 | 盛土、砂 |
| Us | 上部砂層 | 粗～細砂 |
| Uc | 上部粘土層 | シルト |
| Ls | 下部砂層 | 礫混細砂 |
| Lc | 下部粘土層 | シルト質粘土 |
| Lm | 最下部層 | 砂礫 |
| B | 基盤岩 | 花崗岩 |

図 3-1-8　　地質断面図 2

ア　地下水の状況

(ｱ)水質分析

揚水井（No7 号孔）から採取した検体（平成 2 年 11 月採取）を用いて水質分析行っている。その結果を表 3-1-18 に示す。

**表 3-1-18　水質分析結果**

| 項　目 | | 単　位 | 計　量　値<br>＊(　)内は環境基準値 |
|---|---|---|---|
| pH　(25℃) | | — | 7.1 |
| BOD | | mg／L | 0.4 |
| COD | | mg／L | 4.8 |
| 浮遊物質量 | | mg／L | 21 |
| ヘキサン抽出物質 | 動植物油 | mg／L | 検出されず |
| | 鉱 物 油 | mg／L | 検出されず |
| フェノール類 | | mg／L | 検出されず |
| 銅 | | mg／L | 検出されず |
| 亜　鉛 | | mg／L | 0.02 |
| 溶解性鉄 | | mg／L | 1.0 |
| 溶解性マンガン | | mg／L | 3.6 |
| 総クロム | | mg／L | 検出されず |
| フッ素 | | mg／L | 0.7　(0.8 以下) |
| カドミウム | | mg／L | 検出されず (0.01 以下) |
| シアン | | mg／L | 検出されず (検出されないこと) |
| 有機リン | | mg／L | 検出されず |
| 鉛 | | mg／L | 検出されず (0.01 以下) |
| 六価クロム | | mg／L | 検出されず (0.05 以下) |
| ヒ　素 | | mg／L | 検出されず (0.01 以下) |
| 総水銀 | | mg／L | 検出されず (0.0005 以下) |
| アルキル水銀 | | mg／L | 検出されず (検出されないこと) |
| PCB | | mg／L | 検出されず (検出されないこと) |
| 硫化水素 | | mg／L | 検出されず |

上記項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準値に適合している。

(ｲ)水位観測

平成３年１月～11 月に、観測井（No5 号孔；ストレーナは GL-30m 付近で最下部砂礫層に設置)に自記水位計を設置して被圧帯水層の水位観測を行っている。これによれば、同層の被圧水頭は GL-3.35m～-4.35m（TP0.1m～-0.9m）にあり、潮汐の影響を受けて変動している。１周期の水頭差は約 30cm であり、長期的に見ると水頭の最大値と最小値の差は約 1m となっている。

なお、上部砂層には自由地下水（不圧地下水）があり自然水位は各孔口標高から-1.8～-3.7m 程度となっている。

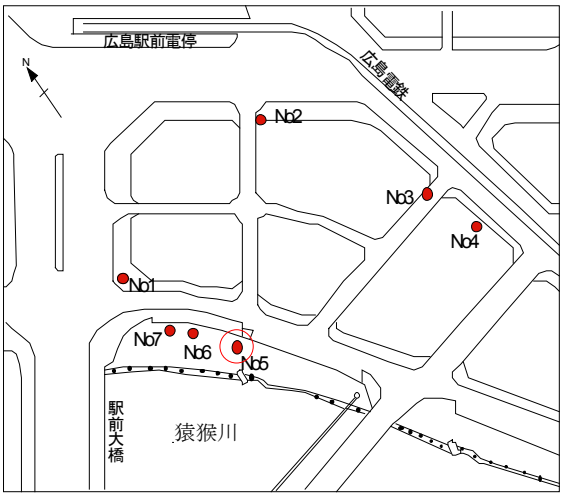


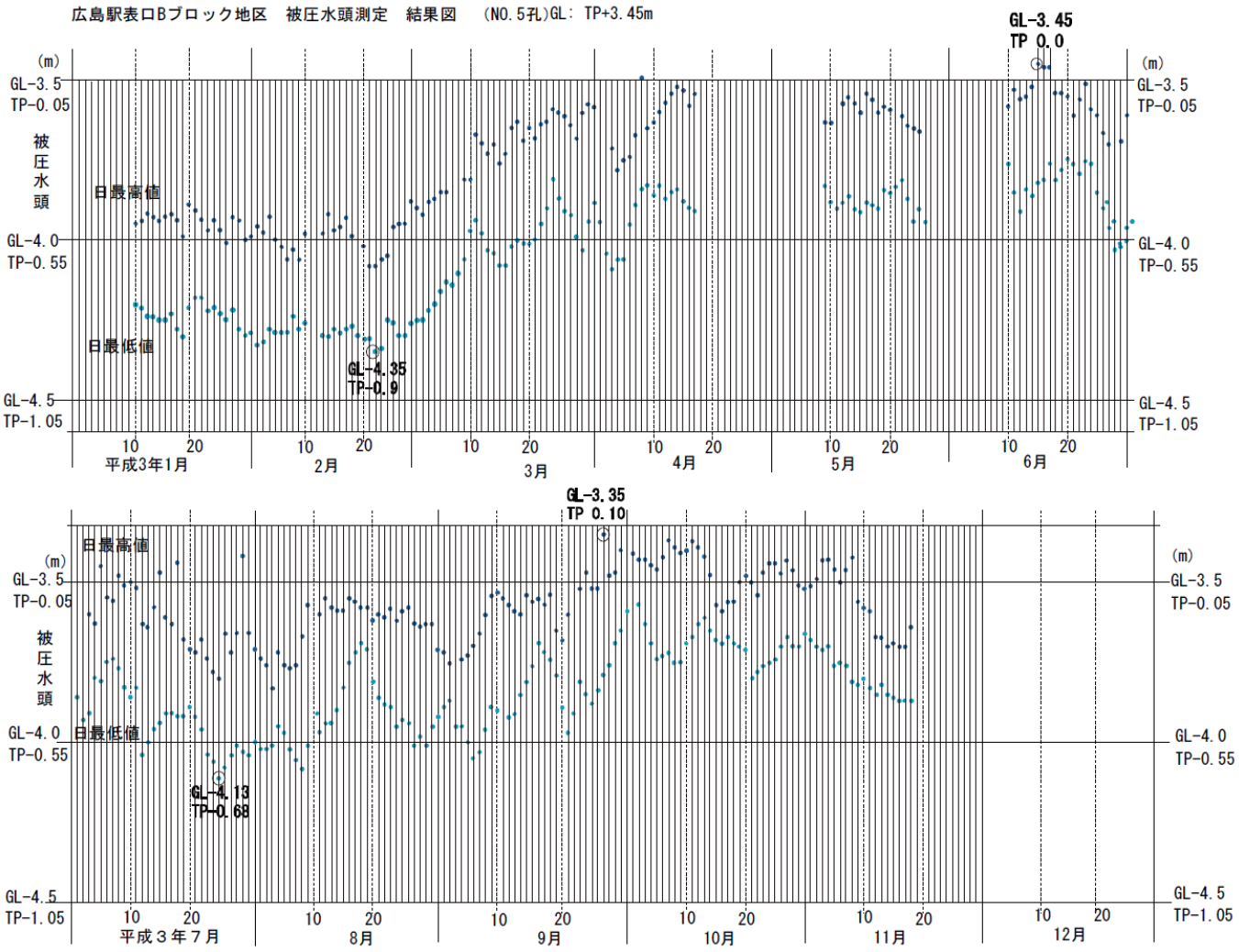


図 3-1-9　被圧水頭測定結果図

### 3-1-4 生物環境

(1) 動物

広島市中区、東区、南区、西区において、第3回及び第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査により確認された動物は表3-1-19に示すとおりである。これによると、中区では7目16科で、広島県の絶滅のおそれのある野生動物として絶滅危惧Ⅰ類のサツキマス(淡水魚類)、準絶滅危惧のスミウキゴリ（淡水魚類)、イタチ（哺乳類）が確認されている。東区では12目23科で、絶滅危惧Ⅰ類のメダカ(淡水魚類)、絶滅危惧Ⅱ類のウラナミアカシジミ(昆虫)、準絶滅危惧のウキゴリ(淡水魚類)、イタチ(哺乳類)が確認されている。南区では3目11科で、準絶滅危惧のイタチ(哺乳類)が確認されている。西区では9目19科で、絶滅危惧Ⅰ類のゴクラクハゼ(淡水魚類)とメダカ(淡水魚類)、絶滅危惧Ⅱ類のウラナミジャノメ(昆虫)、準絶滅危惧のギフチョウ(昆虫)、オオムラサキ(昆虫)、イタチ(哺乳類)が確認されている。

事業計画地周辺では都市化が進み、貴重種・希少種の動物が生息しているという報告はない。

**表3-1-19　　中区、東区、南区、西区における動植物分布の概要**

| 分類群名 | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 |
|---|---|---|---|---|
| 淡水産貝類 | 2目2科 | 1目1科 | － | － |
| 陸産貝類 | － | 1目1科 | － | － |
| 淡水魚類 | 2目6科 | 3目7科 | 1目5科 | 5目8科 |
| 昆虫 | 2目7科 | 2目8科 | 2目6科 | 2目8科 |
| 両生類・爬虫類 | － | 1目1科 | － | － |
| 哺乳類 | 1目1科 | 4目5科 | － | 2目3科 |

注　分布データは、第3回（昭和58年度）及び第4回(平成元～3年度)動植物分布調査で専門家調査員の方から寄せられた報告を基に作成されています。分類群により調査対象となっていない種や、調査対象種であっても情報が寄せられなかった地域もあります。

資料：「自然環境保全基礎調査動植物分布調査」（第3回、第5回）　環境省

(2) 植物

事業計画地周辺の植生は、図3-1-10に示すとおりである。

これによると、事業計画地周辺では東区の南に位置する二葉山のシリブカガシ林が特定植物群落に選定されている。事業計画地は市街地となっているが、事業計画地周辺の京橋川・猿猴川沿いの地区においては、郷土樹種による河岸緑地の整備が進められている。

(3) 生態系

事業計画地は市街地に位置し、人工的な構成要素が多く、自然的なものは少ない。

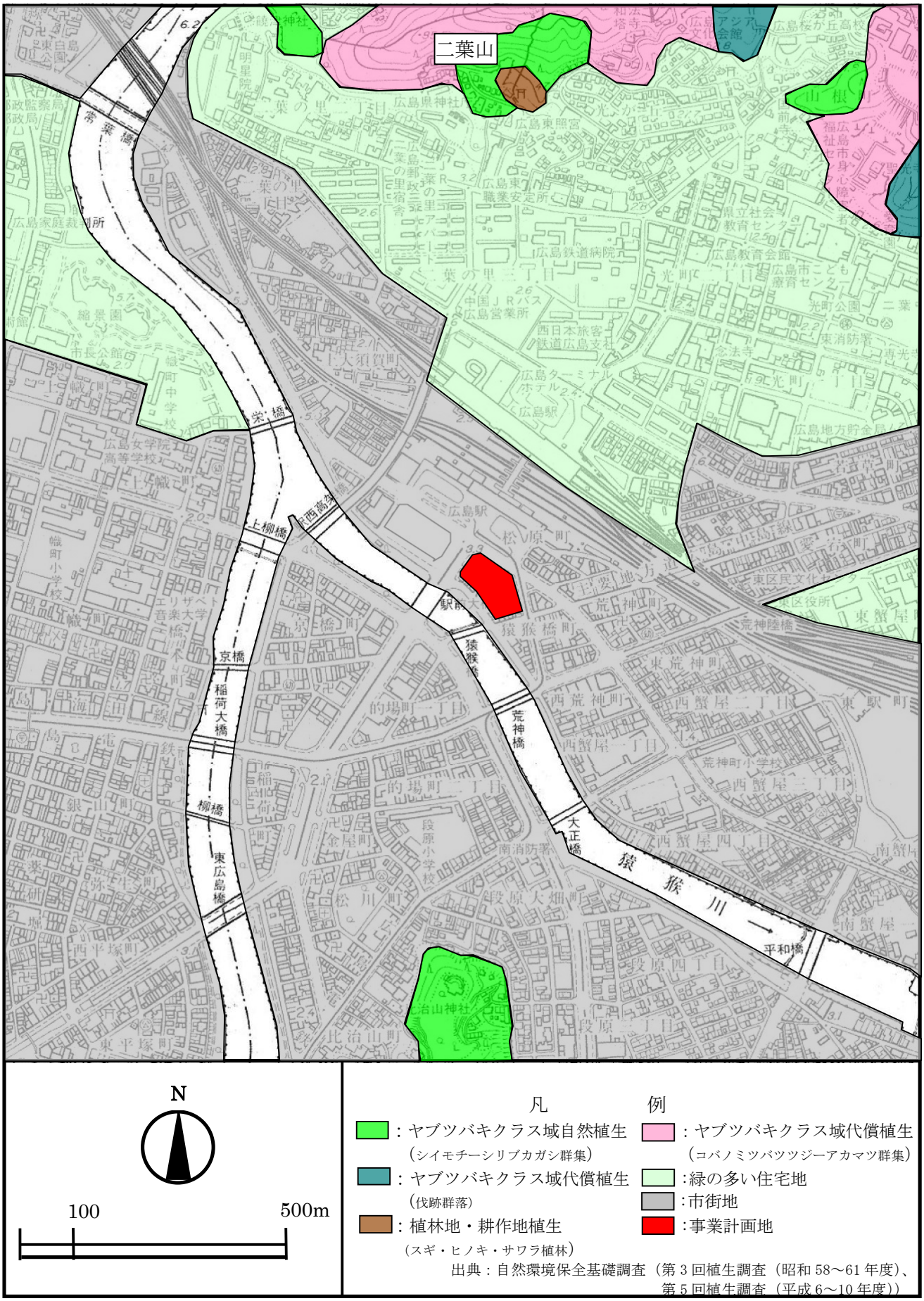
二葉山
N
100
500m
凡　例
：ヤブツバキクラス域自然植生
（シイモチーシリブカガシ群集）
：ヤブツバキクラス域代償植生
（伐跡群落）
：植林地・耕作地植生
（スギ・ヒノキ・サワラ植林）
：ヤブツバキクラス域代償植生
（コバノミツバツツジーアカマツ群集）
：緑の多い住宅地
：市街地
：事業計画地
出典：自然環境保全基礎調査（第 3 回植生調査（昭和 58～61 年度）、第 5 回植生調査（平成 6～10 年度））

図 3-1-10　　植生図

### 3-1-5 景観等

(1) 景観

事業計画地は広島市南区の北部に位置し、雑然とした古い建物が密集した地区である。事業計画地の北側は JR 広島駅が立地し山陽新幹線及び JR 山陽本線が東西に走り、街なみとしては北側の市街地とは分断された様相にある。南側は太田川から分岐した猿猴川が西から東へ広島湾に流れており、開放的な空間となっている。

事業計画地周辺の主要な景観地は二葉山、縮景園、猿猴川及び比治山公園である。

(2) 自然との触れ合いの場

事業計画地周辺の自然との触れ合いの場としては、至近の猿猴川の水辺空間がある。また周辺地域には比治山公園、二葉山及び縮景園等が分布している。

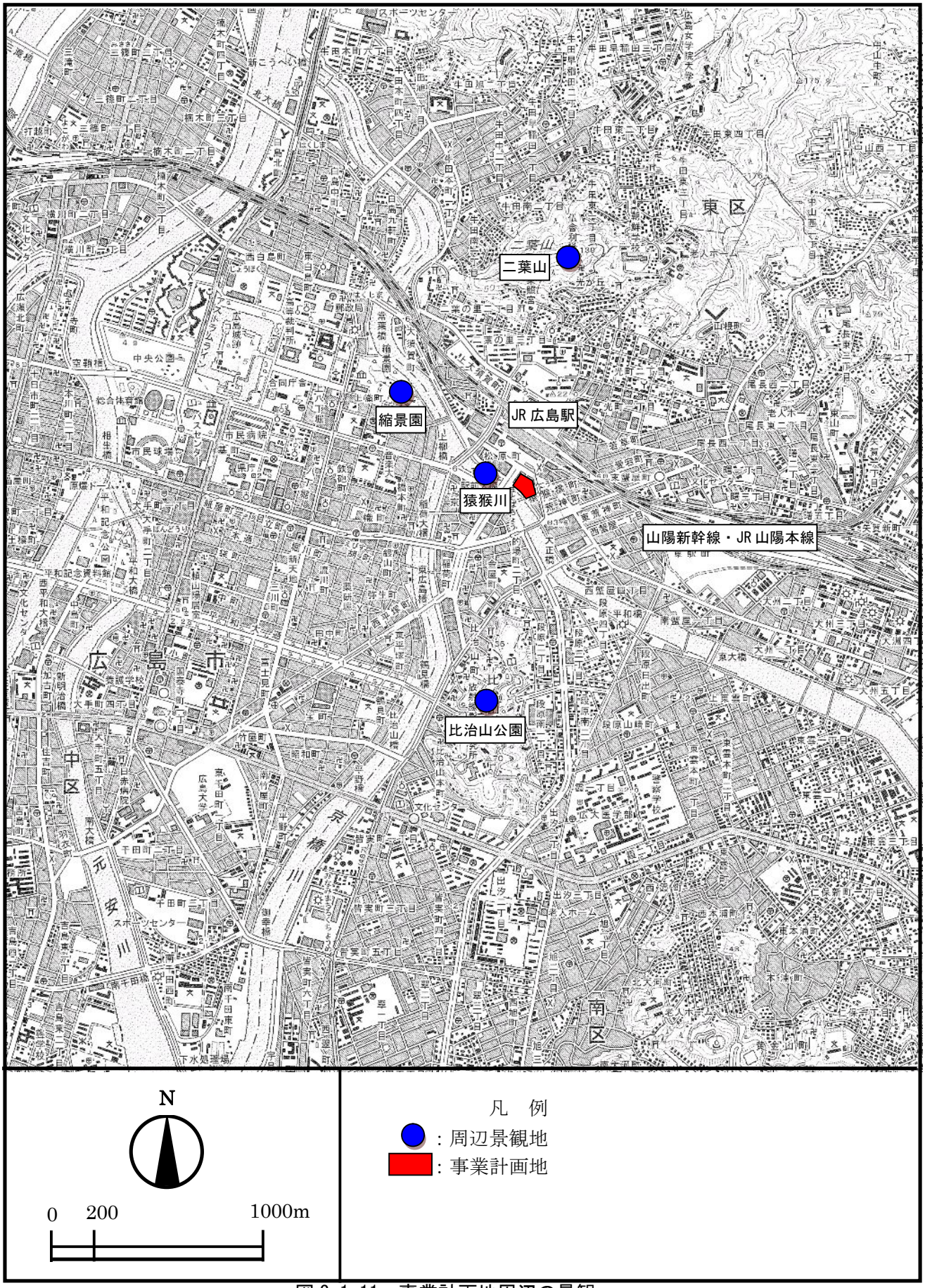


図 3-1-11　事業計画地周辺の景観

(3) 文化財

広島市中区、南区、東区、西区における指定文化財の状況を表 3-1-20～表 3-1-22 に示す。中区、南区、東区、西区には国宝の不動院金堂を初め国指定の文化財は 21 件、県指定の文化財は 20 件、市指定の文化財は 38 件である。また、広島大学付属中・高等学校講堂が国登録の文化財となっている。事業計画地周辺の文化財の分布を図 3-1-12 に示す。

なお、事業計画地周辺には文化財はなく、遺跡も確認されていない。

**表 3-1-20　事業計画地周辺の国指定文化財の状況**

| 区分 | 国宝 | 重要文化財 | 史跡 | 名勝 |
|---|---|---|---|---|
| 中区 | 0 | 5 | 3 | 2 |
| 南区 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 東区 | 1 | 7 | 0 | 0 |
| 西区 | 0 | 2 | 0 | 0 |

資料：「広島県の文化財」　広島県教育委員会ホームページ

**表 3-1-21　事業計画地周辺の県指定文化財の状況**

| 区分 | 重要文化財 | 史跡 | 天然記念物 |
|---|---|---|---|
| 中区 | 5 | 0 | 0 |
| 南区 | 1 | 3 | 0 |
| 東区 | 2 | 3 | 1 |
| 西区 | 4 | 0 | 1 |

資料：「広島県の文化財」　広島県教育委員会ホームページ

**表 3-1-22　事業計画地周辺の市指定文化財の状況**

| 区分 | 重要有形文化財 | 重要無形文化財 | 史跡 | 天然記念物 |
|---|---|---|---|---|
| 中区 | 8 | 1 | 2 | 2 |
| 南区 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 東区 | 14 | 0 | 1 | 0 |
| 西区 | 2 | 0 | 1 | 0 |

資料：「平成 17 年版　広島市勢要覧」　広島市企画総務局企画調整部

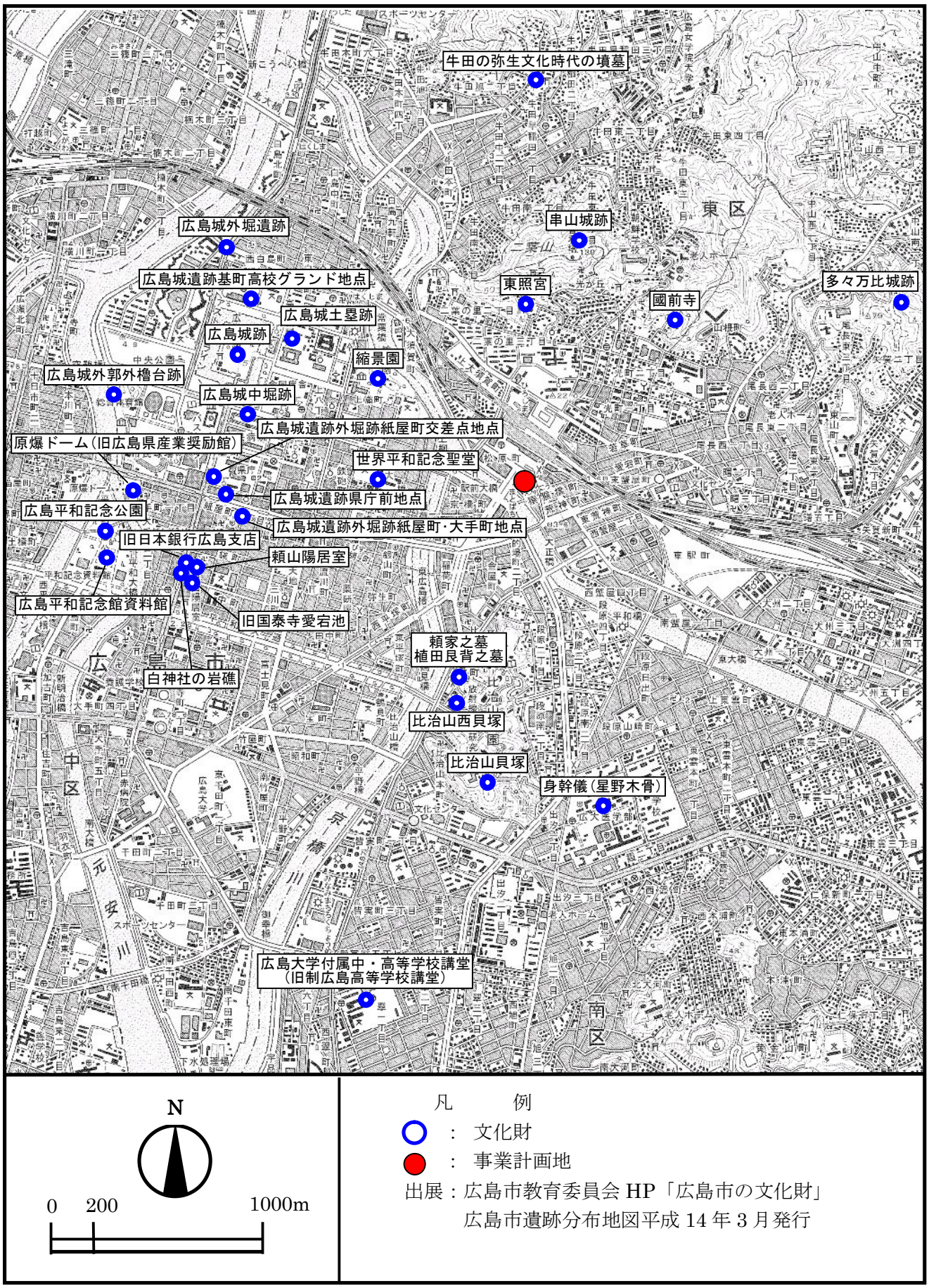


図 3-1-12　　文化財分布図（事業計画地周辺）

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 17 年における区別世帯数及び人口を表 3-2-1 に示す。広島市全市に対して、面積割合は、中区 1.7%、東区 4.4%、南区 2.9%、西区 3.9%であり、人口割合は、中区 11.1%、東区 10.5%、南区 11.9%、西区 16.0%となっている。

**表 3-2-1　面積・人口・世帯数**

| 行政区 | 面　積 ($km^2$) | 世帯数 | 人　　口 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総　数 | 男 | 女 |
| 全市 | 905.01 | 487,471 | 1,154,595 | 559,380 | 595,215 |
| 中区 | 15.34 | 68,027 | 127,719 | 59,886 | 67,833 |
| 東区 | 39.38 | 49,216 | 121,219 | 58,136 | 63,083 |
| 南区 | 26.09 | 63,632 | 137,871 | 67,153 | 70,718 |
| 西区 | 35.67 | 83,893 | 184,840 | 89,290 | 95,550 |

注　平成 17 年 10 月 1 日現在

資料：「平成 17 年版　市勢要覧」　広島市

「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年）」広島市

### 3-2-2 産業

(1) 産業別従業者数

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の産業別事業所数、及び従業者数を表 3-2-2 に示す。

これによると、中区、東区、南区及び西区ともに、事業所数、従業員数は、卸売・小売業がもっとも多くなっている。

**表 3-2-2　産業別事業所数従業者数**

| 産業大分類 | 中　区 | | 東　区 | | 南　区 | | 西区 | | 全市 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 |
| 全　産　業 | 15,212 | 159,604 | 3,436 | 32,015 | 7,474 | 81,352 | 7,918 | 87,024 | 50,416 | 504,383 |
| 農　林　漁　業 | 3 | 56 | — | — | 6 | 57 | 5 | 47 | 44 | 467 |
| 鉱　業 | — | — | — | — | — | — | 1 | 5 | 4 | 47 |
| 建　設　業 | 791 | 12,564 | 425 | 4,363 | 560 | 6,039 | 712 | 7,389 | 4,542 | 44,625 |
| 製　造　業 | 390 | 5,323 | 111 | 2,530 | 518 | 14,527 | 574 | 10,950 | 2,982 | 59,735 |
| 電気･ガス･熱供給･水道業 | 7 | 3,051 | — | — | 5 | 596 | 3 | 105 | 24 | 4,091 |
| 情　報　通　信　業 | 324 | 9,138 | 49 | 873 | 117 | 2,883 | 80 | 2,086 | 663 | 16,094 |
| 運　輸　業 | 128 | 3,092 | 141 | 3,074 | 301 | 7,191 | 188 | 6,040 | 1,216 | 27,975 |
| 卸　売　・　小　売　業 | 4,304 | 38,193 | 976 | 7,348 | 2,416 | 20,636 | 2,912 | 31,755 | 15,187 | 137,024 |
| 金　融　・　保　険　業 | 415 | 12,339 | 47 | 636 | 118 | 2,418 | 101 | 1,107 | 899 | 18,697 |
| 不　動　産　業 | 1,002 | 4,629 | 193 | 475 | 398 | 1,262 | 291 | 1,279 | 2,973 | 10,095 |
| 飲　食　店　・　宿　泊　業 | 3,568 | 20,590 | 378 | 1,884 | 999 | 6,199 | 883 | 4,640 | 7,606 | 43,274 |
| 医　療　・　福　祉 | 646 | 10,076 | 203 | 3,613 | 437 | 4,883 | 428 | 5,763 | 2,715 | 39,626 |
| 教育・学習支援業 | 299 | 3,251 | 129 | 1,435 | 175 | 1,765 | 211 | 2,395 | 1,455 | 14,243 |
| 複合サービス事業 | 64 | 575 | 7 | 69 | 23 | 144 | 42 | 285 | 195 | 1,854 |
| ｻｰﾋﾞｽ業（他に分類されないもの） | 3,271 | 36,727 | 777 | 5,715 | 1,401 | 12,752 | 1,487 | 13,178 | 9,911 | 86,536 |

注　調査期日は、平成 16 年 6 月 1 日現在である。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年）」広島市

(2) 農業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 12 年における農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、農家数では、中区、東区、南区、西区ともに、第 2 種兼業農家の割合が多く、経営耕地面積については、中区、東区では田の割合が、南区では樹園地が、西区では畑が最も多くなっている。

**表 3-2-3　農家数等(平成 12 年度)**

| 区分 | 専業・兼業別農家数（戸） | | | 農家世帯員数（人） | 経営耕地面積（総農家）（アール） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 専業農家 | 第 1 種兼業農家 | 第 2 種兼業農家 | | 総数 | 田 | 畑 | 樹園他 |
| 全市 | 839 | 253 | 2,113 | 28,069 | 228,364 | 174,424 | 41,504 | 12,436 |
| 中区 | 1 | ― | 3 | 32 | 277 | 198 | 45 | 34 |
| 東区 | 25 | 11 | 81 | 1,359 | 9,653 | 5,787 | 2,341 | 1,525 |
| 南区 | 3 | ― | 9 | 150 | 1,196 | 405 | 355 | 436 |
| 西区 | 28 | 13 | 64 | 960 | 6,299 | 1,446 | 2,510 | 2,343 |

注　1)第 1 種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは自家農家を従とする兼業農家をいう。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年)」広島市

(3) 工業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 16 年における事業所数は、表 3-2-4 に示すとおりである。

これによると、製造品出荷額は、事業所数あたりについても、従業員一人当たりについても、南区が最も大きいものとなっている。

**表 3-2-4　事業所数等（平成 16 年度）**

| 区分 | 事業所数（所） | 従業者数（人） | 製造品出荷額等（万円） |
|---|---|---|---|
| 全市 | 1,444 | 48,962 | 176,667,222 |
| 中区 | 190 | 3,732 | 6,804,954 |
| 東区 | 56 | 2,381 | 2,876,957 |
| 南区 | 242 | 13,121 | 91,024,636 |
| 西区 | 270 | 8,330 | 20,061,669 |

注　平成 16 年 12 月 31 日現在

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年)」広島市

(4) 商業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成16年における商店数等は、表3-2-5に示すとおりである。これによると御売業・小売業の商店数、年間商品販売額ともに、中区が最も多くなっている。

**表3-2-5　商店数等**

| 区分 | | 事業所数（店） | 従業者数（人） | 年間商品販売額（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 卸売業 | 全市 | 5,145 | 56,600 | 665,744,650 |
| | 中区 | 1,663 | 17,845 | 327,285,345 |
| | 東区 | 345 | 2,556 | 24,601,204 |
| | 南区 | 810 | 8,151 | 100,873,239 |
| | 西区 | 1,415 | 19,432 | 153,177,155 |
| 小売業 | 全市 | 9,848 | 73,721 | 137,246,663 |
| | 中区 | 2,602 | 19,005 | 41,444,455 |
| | 東区 | 617 | 4,289 | 6,238,570 |
| | 南区 | 1,568 | 11,092 | 19,003,088 |
| | 西区 | 1,458 | 10,747 | 20,800,955 |

注　平成16年6月1日現在

資料：「第27回広島市統計書　平成17年版（2005年）」広島市

### 3-2-3 土地利用

(1) 地目別土地面積

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の地目別土地面積は、表3-2-6に示すとおりである。これによると中区、南区、西区は宅地の割合が最も多く、東区は山林の割合が最も多くなっている。

**表3-2-6　地目別土地面積**　　単位：千$m^2$

| 地目 | 全市 | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 392,207 | 5,898 | 15,924 | 13,346 | 15,732 |
| 宅地 | 80,638 | 5,800 | 6,209 | 9,687 | 11,178 |
| 田 | 31,103 | — | 1,054 | — | 152 |
| 畑 | 14,550 | 13 | 846 | 834 | 683 |
| 山林 | 243,778 | 8 | 6,625 | 1,990 | 2,367 |
| 原野 | 4,171 | — | 20 | 1 | 20 |
| 池沼 | 41 | — | — | — | 1 |
| 塩田、牧場、鉱泉地 | — | — | — | — | — |
| 雑種地 | 15,504 | 39 | 843 | 427 | 1,073 |
| 軌道用地 | 2,422 | 38 | 326 | 407 | 259 |

注　平成17年1月1日現在

資料：資料：「第27回広島市統計書　平成17年版（2005年）」広島市

(2) 土地利用計画

①都市計画

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、東区、南区、西区の用途地域については、第一種住居地域が最も広くなっており、中区においては、商業地域が最も広くなっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図 3-2-1 に示すとおりである。

事業計画地の用途指定は商業地域となっている。

**表 3-2-7　都市計画区域及び用途地域**　　単位：ha

| 項目 | | 全市 | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市計画区域 | 総面積 | 49,975 | 1,534 | 3,938 | 2,089 | 3,567 |
| | 市街化区域 | 15,777 | 1,199 | 1,519 | 1,834 | 2,358 |
| | 市街化調整区域 | 24,129 | 335 | 2,419 | 255 | 1,209 |
| 用途地域 | 総面積 | 15,777 | 1,199 | 1,519 | 1,834 | 2,358 |
| | 第一種低層住居専用地域 | 3,447 | — | 367 | 69 | 491 |
| | 第二種低層住居専用地域 | 26 | — | — | — | 5 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 798 | — | 113 | 31 | 121 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 1,376 | — | 271 | 100 | 114 |
| | 第一種住居地域 | 4,661 | 151 | 518 | 492 | 533 |
| | 第二種住居地域 | 1,048 | 264 | 60 | 83 | 257 |
| | 準住居地域 | 68 | — | — | 14 | — |
| | 近隣商業地域 | 1,204 | 202 | 80 | 187 | 200 |
| | 商業地域 | 695 | 391 | 33 | 130 | 87 |
| | 準工業地域 | 1,420 | 42 | 76 | 320 | 456 |
| | 工業地域 | 734 | 73 | — | 266 | 46 |
| | 工業専用地域 | 300 | 76 | — | 143 | 49 |

注　平成 16 年度末

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年）」広島市

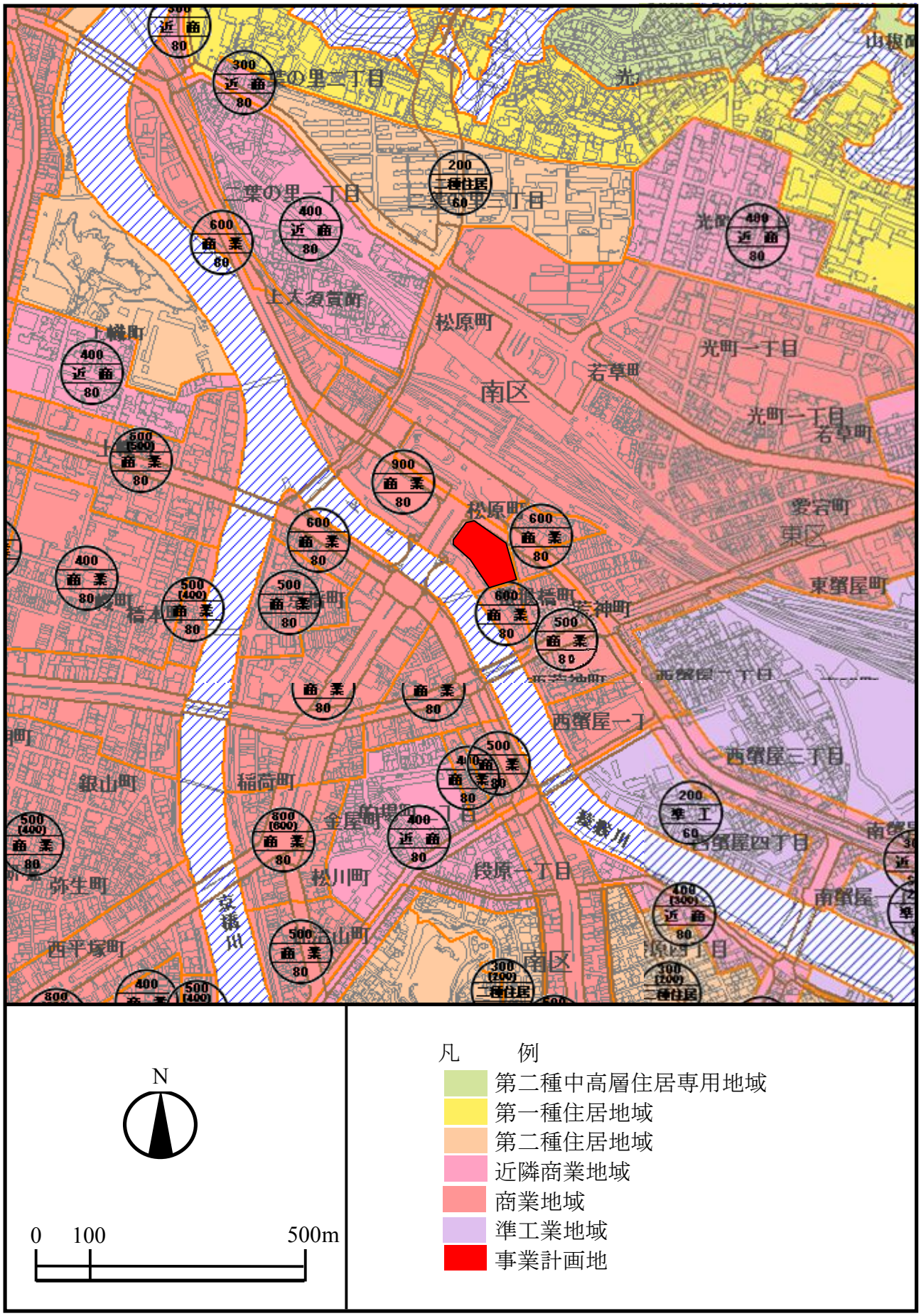


図 3-2-1　用途地域指定状況

### 3-2-4 水域利用

本事業計画地周辺には、猿猴川が流れているが、内水面漁業権は設定されていない。

### 3-2-5 交通

(1) 道路

道路の概況は、表 3-2-8 に示すとおりであり、「平成 17 年度道路交通センサス」の結果を表 3-2-9 に示す。また、事業計画地周辺の道路概要図を図 3-2-2 に示す。

**表 3-2-8　道路の概況**　　単位：m, $m^2$, %

| 区分 | 路線数 | 延　長 | | 舗装道 | | 砂利道 | | 舗装率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 延　長 | 面　積 | 延　長 | 面　積 | 延　長 | 面　積 | (延長比) |
| 総数 | 14,636 | 4,246,575 | 29,507,266 | 3,978,818 | 28,830,854 | 267,757 | 676,412 | 93.7 |
| 国道 | 9 | 157,409 | 2,416,444 | 157,409 | 2,416,444 | — | — | 100.0 |
| 県道 | 52 | 410,206 | 4,224,250 | 406,381 | 4,210,962 | 3,825 | 13,288 | 99.1 |
| 市道 | 14,575 | 3,678,960 | 22,866,572 | 3,415,028 | 22,203,448 | 263,932 | 663,124 | 92.8 |
| (中区) | 911 | 221,019 | 2,343,116 | 210,251 | 2,340,789 | 768 | 2,327 | 99.6 |
| (東区) | 1,502 | 281,704 | 1,508,932 | 271,567 | 1,478,630 | 10,137 | 30,302 | 96.4 |
| (南区) | 1,417 | 296,656 | 2,150,905 | 289,506 | 2,133,970 | 7,150 | 16,935 | 97.6 |
| (西区) | 1,961 | 474,741 | 3,951,498 | 466,472 | 3,925,604 | 8,269 | 25,894 | 98.3 |

注　( )は市道の内数

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年)」広島市

## 表 3-2-9　交通量調査及び道路状況総括表（平成 17 年度）

| 番号 | 路線名 | 観測箇所 | 歩行者類 | 自転車類 | 動力付二輪車 | 自動車類 | | | | 自動車類合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 乗用車 | バス | 小型貨物車 | 普通貨物車 | |
| 1 | 一般国道2号 | 南区出汐２丁目 | 0 | 0 | 4,183 | 33,986 | 696 | 10,239 | 7,024 | 51,945 |
| 2 | 一般国道2号 | 中区南竹屋町 | 610 | 2,936 | 2,871 | 25,713 | 445 | 8,143 | 6,254 | 40,555 |
| 3 | 一般国道54号 | 中区大手町４丁目 | 4,773 | 5,536 | 2,327 | 19,331 | 1,330 | 3,156 | 1,077 | 24,894 |
| 4 | 一般国道54号(祇園新道) | 中区基町 | 9,872 | 2,345 | 2,437 | 22,070 | 1,899 | 3,037 | 894 | 27,900 |
| 5 | 一般国道54号(祇園新道) | 中区基町 | 1,393 | 3,647 | 2,927 | 21,186 | 2,063 | 4,652 | 1,402 | 29,303 |
| 6 | 一般国道54号(祇園新道) | 中区白島北町 | 1,132 | 2,766 | 3,748 | 27,848 | 1,248 | 5,505 | 1,452 | 36,053 |
| 7 | 一般国道54号(祇園新道) | 東区牛田新町１丁目 | 1,794 | 4,945 | 6,068 | 50,565 | 1,798 | 11,390 | 3,978 | 67,731 |
| 8 | 一般国道54号 | 中区本川町１丁目 | 3,366 | 4,530 | 2,172 | 16,486 | 872 | 3,015 | 428 | 20,801 |
| 9 | 一般国道54号 | 中区広瀬北町 | 707 | 1,407 | 1,203 | 11,536 | 1,211 | 2,933 | 738 | 16,418 |
| 10 | 主要地方道広島三次線 | 南区比治山本町 | 1,009 | 3,962 | 2,095 | 14,647 | 73 | 3,960 | 1,590 | 20,270 |
| 11 | 主要地方道広島三次線 | 南区的場町２丁目 | 1,973 | 6,180 | 2,438 | 21,897 | 620 | 5,364 | 1,233 | 29,114 |
| 12 | 主要地方道広島三次線 | 南区松原町 | 17,781 | 3,057 | 2,221 | 14,670 | 1,199 | 4,100 | 1,865 | 21,834 |
| 13 | 主要地方道広島三次線 | 東区牛田本町３丁目 | 666 | 1,424 | 707 | 4,998 | 431 | 1,105 | 148 | 6,682 |
| 14 | 主要地方道東海田広島線 | 東区上大須賀町 | 1,255 | 2,814 | 1,985 | 18,022 | 719 | 4,739 | 989 | 24,469 |
| 15 | 主要地方道東海田広島線 | 中区西白島町 | 1,124 | 1,953 | 2,085 | 18,569 | 407 | 4,635 | 885 | 24,496 |
| 16 | 一般県道広島海田線 | 中区胡町 | 9,819 | 3,655 | 1,592 | 14,102 | 2,657 | 1,862 | 940 | 19,561 |
| 17 | 一般県道広島港線 | 中区東千田町２丁目 | 1,560 | 3,589 | 1,011 | 8,906 | 183 | 2,117 | 835 | 12,041 |
| 18 | 一般市道霞庚午線 | 南区皆実町５丁目 | 911 | 3,069 | 929 | 8,990 | 127 | 3,332 | 1,123 | 13,572 |
| 19 | 一般市道中島吉島線 | 中区羽衣町 | 700 | 2,042 | 1,021 | 8,890 | 547 | 3,134 | 1,603 | 14,174 |
| 20 | 一般市道比治山庚午線△ | 中区小町 | 3,734 | 5,965 | 3,276 | 25,928 | 81 | 4,946 | 696 | 31,651 |
| 21 | 一般市道御幸橋三篠線 | 中区南竹屋町 | 630 | 2,791 | 867 | 7,664 | 212 | 2,356 | 1,101 | 11,333 |
| 22 | 一般市道御幸橋三篠線 | 中区三川町 | 6,964 | 5,399 | 2,152 | 18,830 | 588 | 4,001 | 847 | 24,266 |
| 23 | 一般市道御幸橋三篠線 | 中区白島北町 | 1,267 | 2,196 | 1,802 | 14,207 | 125 | 4,364 | 801 | 19,497 |
| 24 | 一般市道駅前吉島線 | 中区東平塚町 | 729 | 2,390 | 1,837 | 17,621 | 228 | 4,889 | 1,429 | 24,167 |
| 25 | 一般市道中広宇品線 | 中区十日市２丁目 | 738 | 2,081 | 1,568 | 18,140 | 1,505 | 4,518 | 877 | 25,040 |
| 26 | 一般市道中広宇品線 | 中区八丁堀 | 3,351 | 5,109 | 2,196 | 21,215 | 944 | 4,032 | 712 | 26,903 |
| 27 | 一般市道中広宇品線 | 南区段原南１丁目 | 1,448 | 6,293 | 2,314 | 23,772 | 602 | 4,859 | 1,696 | 30,929 |
| 28 | 一般市道中広宇品線 | 南区皆実町４丁目 | 835 | 3,619 | 1,678 | 18,041 | 236 | 4,902 | 1,644 | 24,823 |
| 29 | 一般市道松原京橋線△ | 東区上大須賀町 | 1,589 | 2,212 | 2,052 | 19,555 | 296 | 3,086 | 396 | 23,333 |
| 30 | 一般市道常盤橋大芝線 | 東区牛田本町４丁目 | 1,176 | 2,545 | 2,098 | 13,851 | 518 | 3,208 | 1,285 | 18,862 |
| 31 | 一般市道鷹野橋宇品線 | 中区千田町３丁目 | 635 | 2,365 | 1,471 | 12,174 | 161 | 3,160 | 1,459 | 16,954 |
| 32 | 一般市道鷹野橋宇品線 | 中区南千田西町 | 224 | 1,924 | 1,633 | 17,182 | 268 | 5,227 | 3,058 | 25,735 |

注　1)一般国道、主要地方道、一般県道、一般市道平日 12 時間交通量

2)表内の"△"は側道部を含めた数値。内訳は下表に示すとおりである。

（内訳表）

| 番号 | 路線名 | 観測箇所 | 歩行者類 | 自転車類 | 動力付二輪車 | 自動車類 | | | | 自動車類合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 乗用車 | バス | 小型貨物車 | 普通貨物車 | |
| 20 | 一般市道比治山庚午線（本線） | 中区小町 | 1,618 | 2,448 | 2,995 | 23,835 | 81 | 4,645 | 682 | 29,243 |
| 20 | 一般市道比治山庚午線（側道） | 中区小町 | 2,116 | 3,517 | 281 | 2,093 | 0 | 301 | 14 | 2,408 |
| 29 | 一般市道松原京橋線（本線） | 東区上大須賀町 | 0 | 0 | 1,976 | 18,648 | 293 | 2,956 | 386 | 22,283 |
| 29 | 一般市道松原京橋線（側道） | 東区上大須賀町 | 1,589 | 2,212 | 76 | 907 | 3 | 130 | 10 | 1,050 |

資料：「平成 17 年度道路交通センサス（交通量）」広島市

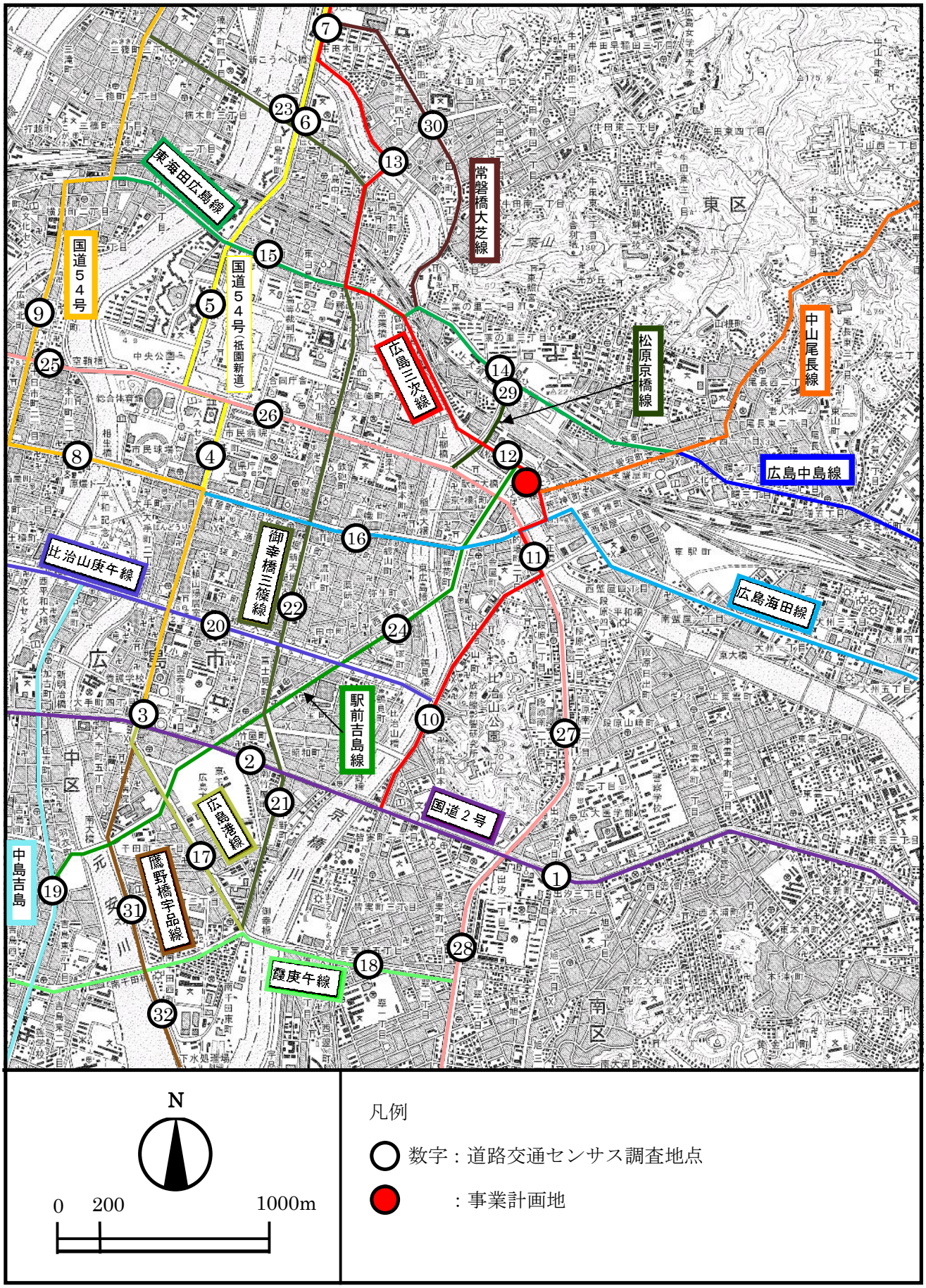


図 3-2-2　　道路の概要と道路交通センサス調査地点図（事業計画地周辺）

(2) 鉄軌道

広島市域内の鉄軌道網は、ＪＲ線、広島電鉄及びアストラムラインで構成されている。山陽本線及び広島電鉄市内線の 1 日平均乗車人員は、表 3-2-10、表 3-2-11、表 3-2-12 に示すとおりである。

**表 3-2-10　JR 線区別乗車人員（1 日平均）**　単位：人

| 年度 | 総数 | 山陽本線 | うち広島駅 |
|---|---|---|---|
| 平成 14 年度 | 178,698 | 142,121 | 69,557 |
| 平成 15 年度 | 186,485 | 149,585 | 70,072 |
| 平成 16 年度 | 186,872 | 149,124 | 69,781 |

注　山陽本線：瀬野、中野東、安芸中野、海田市、向洋、天神川、広島、横川、西広島、新井口、五日市駅

資料：「平成 17 年版　広島市勢要覧」　広島市

**表 3-2-11　市内電車運輸状況**　単位：km、千人

| 年度 | 営業キロ程 | 停留所数 | 乗車人員 | | 1 日平均 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総数 | うち定期 | 運転台数 | 乗車人員 |
| 平成 14 年度 | 19.0 | 56 | 38,220 | 6,453 | 101 | 105 |
| 平成 15 年度 | 19.0 | 56 | 39,663 | 6,430 | 104 | 108 |
| 平成 16 年度 | 19.0 | 56 | 38,784 | 6,441 | 105 | 106 |

注　営業キロ程、停留所数は年度末現在

資料：「平成 17 年版　広島市勢要覧」広島市

**表 3-2-12　アストラムライン乗車人員**　単位：千人

| 年度 | 人員総数 | |
|---|---|---|
| | 乗車 | 降車 |
| 平成 14 年度 | 18,130 | 18,130 |
| 平成 15 年度 | 17,820 | 17,820 |
| 平成 16 年度 | 17,684 | 17,684 |

資料：「平成 17 年版　広島市勢要覧」　広島市

### 3-2-6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況は、図 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、事業地計画地の西側には京橋川を越えて幟町中学校、幟町小学校など、東側にはあそか幼稚園、広島南授産所、荒神小学校など、南側には猿猴川を越えて段原小学校がある。

表 3-2-13　事業計画地周辺施設一覧表

| | |
|---|---|
| 教育施設(学校等) | 二葉中学校、荒神小学校、段原小学校、幟町小学校<br>広島市幟町児童館、幟町中学校 |
| 保育所・幼稚園 | わかくさ保育園、あそか幼稚園、荒神保育園<br>聖母幼稚園、流川幼稚園、流川幼稚園 |
| 公民館・市民活動施設 | 二葉公民館 |
| 病院・福祉・相談施設 | グランコートふれあい光が丘、広島市心身障害者福祉センター<br>ほーぷデイサービスセンター、広島市こども療育センター<br>ビバわかさ・光町、老人集会施設　荒神、広島南授産所<br>サンシャイン南蟹屋 |

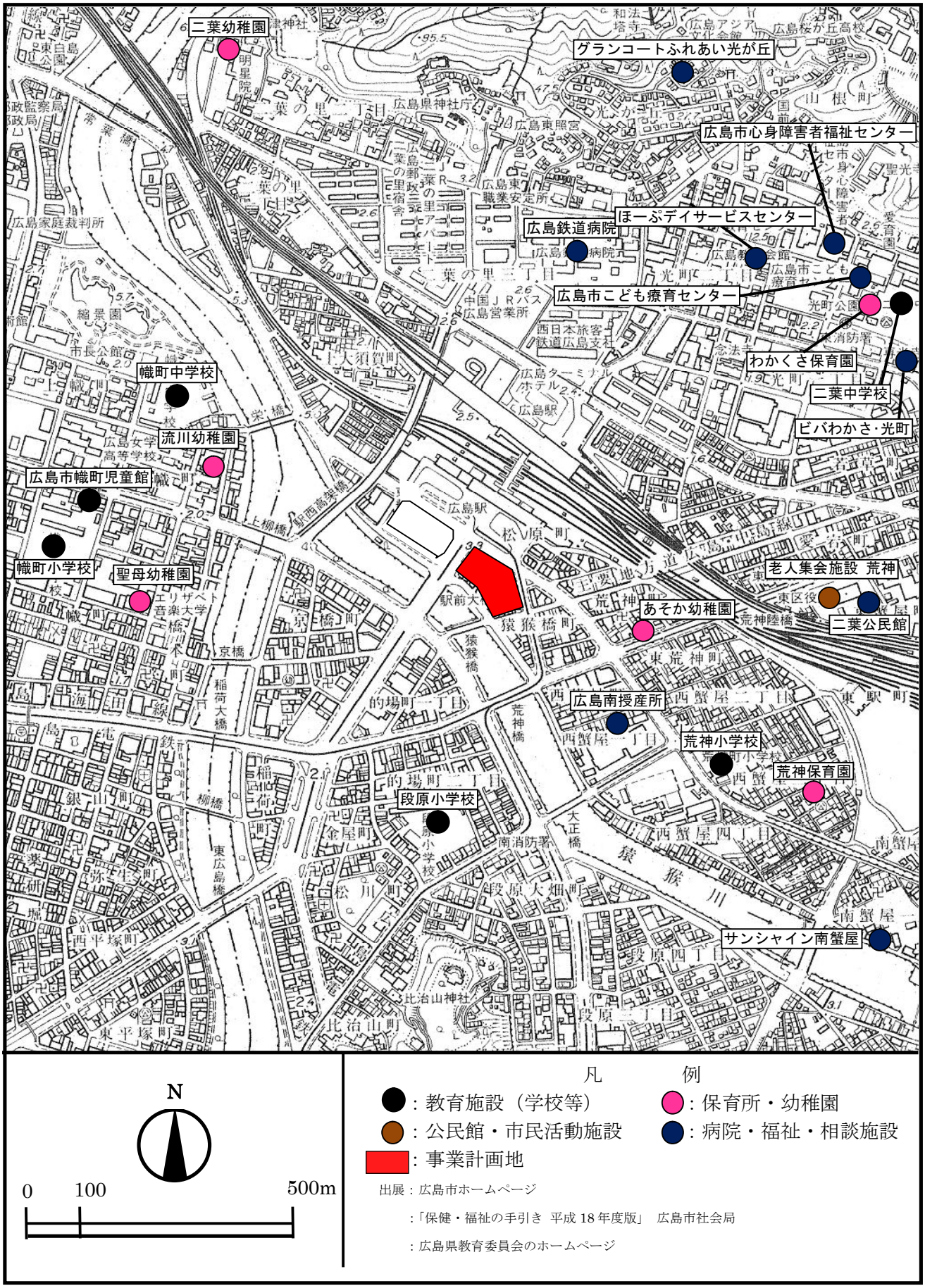


図 3-2-3　環境の保全等に特に配慮が必要な施設の分布図

## 3-2-7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市全市の給水人口は、表 3-2-14 に示すとおりである。これによると、上水道普及率は給水区域内人口に対して、97.1%である。

**表 3-2-14　給水人口**

| 年　度 | 世　帯　数 | | 人　口 | | 普及率(%) (B)/(A) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 給水区域内 | 給　水 | 給水区域内(A) | 給　水(B) | |
| 平成 12 年度 | 494,552 | 479,191 | 1,186,932 | 1,144,840 | 96.5 |
| 平成 13 年度 | 499,398 | 484,275 | 1,190,368 | 1,149,656 | 96.6 |
| 平成 14 年度 | 504,902 | 490,398 | 1,195,830 | 1,157,316 | 96.8 |
| 平成 15 年度 | 510,770 | 496,406 | 1,200,394 | 1,162,857 | 96.9 |
| 平成 16 年度 | 516,911 | 503,462 | 1,206,082 | 1,171,669 | 97.1 |

注　1)給水区域である安芸郡府中町及び坂町を含む。
2)世帯数及び人口は、各年度末現在の住民基本台帳及び外国人登録に基づく算出数値である。
3)旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版（2005 年)」広島市

(2) 下水道

広島市全市の公共下水道の普及率は、表 3-2-15 に示すとおりである。これによると公共下水道の普及率は、行政区域人口に対して、92.8%である。

**表 3-2-15　公共下水道の普及率**　　単位：人,%

| 年　次 | 人　　口 | | 普及率 B/A |
|---|---|---|---|
| | 行政区域人口　A | 処理区域人口　B | |
| 平成 15 年 | 1,133,264 | 1,031,930 | 91.1 |
| 平成 16 年 | 1,138,004 | 1,051,000 | 92.4 |
| 平成 17 年 | 1,143,226 | 1,060,500 | 92.8 |

注　行政区域人口は、住民基本台帳および外国人登録人口である。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版(2005 年)」広島市

(3) 廃棄物

①ごみ

広島市全市のごみの処分状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。ごみ処分量は、近年減少の傾向にあり、平成 16 年における総処分量は 456,085 t である。焼却処分量は総処分量の約 71.8%を占める 327,575 t であり、近年の処分量は横ばい傾向にある。

**表 3-2-16　ごみの処分状況**　　単位：t

| 年　度 | 総量 | 焼却 | 埋立 | 再生 | 無害化 | 1 日平均処分量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成 12 年度 | 533,088 | 334,506 | 137,202 | 52,956 | 530 | 1,461 |
| 平成 13 年度 | 495,246 | 339,393 | 107,974 | 47,434 | 445 | 1,357 |
| 平成 14 年度 | 486,831 | 338,625 | 102,273 | 45,455 | 478 | 1,334 |
| 平成 15 年度 | 482,846 | 344,262 | 98,272 | 39,833 | 479 | 1,319 |
| 平成 16 年度 | 456,085 | 327,575 | 68,958 | 59,058 | 494 | 1,249 |

注　1)埋立量には焼却灰を含む。
2)平成 12 年度総量には、大型ごみの仮置分(7,894t)を含む。
3)旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版(2005 年)」広島市

②し尿

広島市全市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3-2-17 に示すとおりである。

これによると、全市のし尿処分量は、公共下水道の整備に伴い、年々減少しており、平成 16 年度は、95,997kL となっている。

**表 3-2-17　し尿及び浄化槽汚泥処理状況**　　単位：kL

| 年　度 | 収　集　量 | | | 処　理　量 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総　量 | 環境事業公社 | 業　者 | 総　量 | 陸上処理 | 農村還元 |
| 平成 12 年度 | 145,385<br>(71,852) | 7,713<br>(7,173) | 137,672<br>(64,139) | 145,385<br>(71,852) | 145,385<br>(71,852) | —<br>(—) |
| 平成 13 年度 | 132,719<br>(63,941) | 7,395<br>(7,395) | 125,324<br>(56,546) | 132,719<br>(63,941) | 132,719<br>(63,941) | —<br>(—) |
| 平成 14 年度 | 119,752<br>(56,476) | 7,086<br>(7,086) | 112,666<br>(49,390) | 119,752<br>(56,476) | 119,752<br>(56,476) | —<br>(—) |
| 平成 15 年度 | 106,565<br>(50,656) | 6,866<br>(6,866) | 99,699<br>(43,790) | 106,565<br>(50,656) | 106,565<br>(50,656) | —<br>(—) |
| 平成 16 年度 | 95,997<br>(45,283) | 6,333<br>(6,333) | 89,664<br>(38,950) | 95,997<br>(95,997) | 95,997<br>(95,997) | —<br>(—) |

注　1)()内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。
2)浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。
3)安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。
4)業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。
5)旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書　平成 17 年版(2005 年)」広島市

(4) 温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量は表 3-2-18 に示すとおりである。これによると平成 16 年度の温室効果ガスの排出量は 631.7 万トン-$CO_2$ であり、基準年度（平成 2 年度）の排出量に比べ 4.8 万トン-$CO_2$（0.8%）減少している。

**表 3-2-18　　温室効果ガスの排出量**　　単位:万トン-$CO_2$

| 区　分 | 基準年度<br>平成２年度<br>(1990 年度) | 12 年度<br>(2000 年度) | 13 年度<br>(2001 年度) | 14 年度<br>(2002 年度) | 15 年度<br>(2031 年度) | 16 年度<br>(2004 年度) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 産業部門 | 180.5 | 161.3 | 151.9 | 150.2 | 156.2 | 154.9 |
| 民生部門 | 260.1 | 282.7 | 291.1 | 289.0 | 292.4 | 295.7 |
| 運輸部門 | 187.9 | 180.6 | 176.6 | 174.5 | 170.6 | 165.1 |
| 廃棄物部門 | 7.0 | 12.5 | 14.5 | 12.6 | 11.8 | 12.1 |
| 代替フロン等 3 ガス [1)] | ※　0.9 | 2.3 | 2.6 | 3.5 | 3.4 | 3.9 |
| 計 | 636.5 | 639.4 | 638.8 | 629.8 | 634.4 | 631.7 |
| 対基準年度削減率 | － | +0.5% | +0.0% | △1.1% | △0.3% | △0.8% |

※　代替フロン等 3 ガス部門のみ、基準年度は 1995 年度(平成 7 年度)としている。。
表中の個々の温室効果ガス排出量と、合計欄の数値は、四捨五入の関係で一部一致していない。

資料：「平成 18 年版　広島市の環境」　広島市環境局

注　六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

### 3-2-8 環境保全のための法令等

(1) 法令等に基づく地域等の指定及び規制

①自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表 3-2-19 に示すとおりである。また、事業計画地周辺における土地利用規制図は図 3-2-4 に示すとおりである。

**表 3-2-19　自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況**

| 区分 | 法　　令 | 地域・区域等 | 指定の有無<br>事業計画地 |
|---|---|---|---|
| 自然環境保全 | 自然環境保全法 | 原生自然環境保全地域 | × |
| | | 自然環境保全地域 | × |
| | 自然公園法 | 国立公園、国定公園等 | × |
| | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区等 | × |
| | 広島県自然環境保全条例 | 自然環境保全地域 | × |
| | | 緑地環境保全地域 | × |
| | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 | 景観指定地域 | × |
| | | 大規模行為届出対象地域 | × |
| 土地利用 | 国土利用計画法 | 都市地域 | ○ |
| | | 農業地域 | × |
| | | 森林地域 | × |
| | | 自然公園地域 | × |
| | | 自然保全地域 | × |
| | 都市計画法 | 都市計画区域 | ○ |
| | | 用途地域 | ○ |
| | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農業振興地域 | × |
| | | 農用地区域 | × |
| 防災 | 森林法 | 国有林 | × |
| | | 保安林 | × |
| | | 地域森林計画対象民有林 | × |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | × |
| | 砂防法 | 砂防指定地 | × |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | × |
| | 河川法 | 河川区域、河川保全区域 | × |
| | 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域 | × |
| その他 | 文化財保護法 | 史跡・名勝・天然記念物 | × |
| | 広島県文化財保護条例 | 史跡･名勝･天然記念物(県) | × |

資料：「広島市地図情報提供システム」　広島市
「広島市の環境」　広島市
「広島市都市計画総括図」　広島市

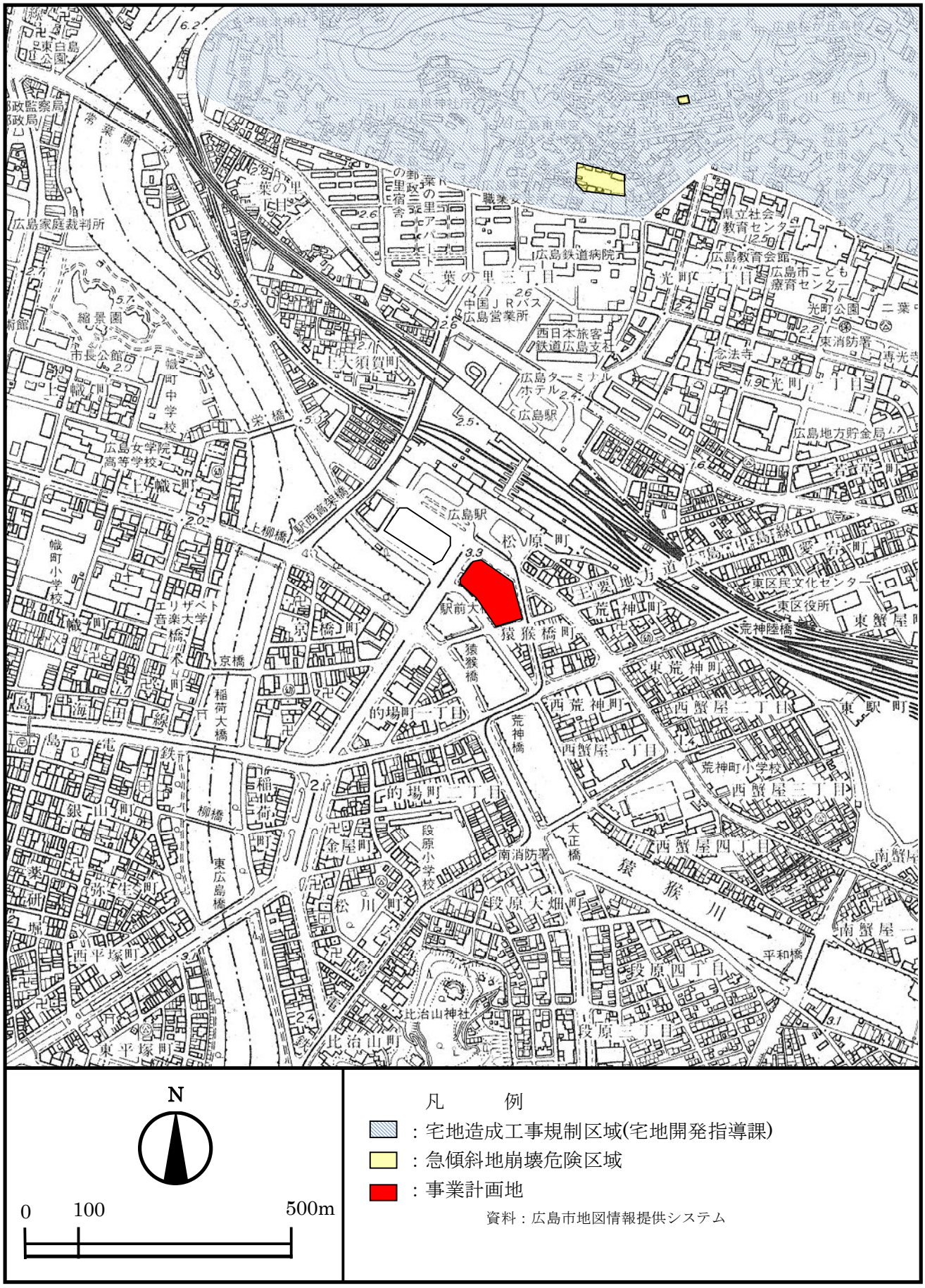


図 3-2-4　土地利用規制図

②公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

ア　大気環境

(ｱ)大気汚染

a 環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表 3-2-20(1)(2)、表 3-2-21、表 3-2-22 に示すとおりである。

**表 3-2-20(1)　大気汚染に係る環境基準**

（昭和 48 環告 35・昭和 53 環告 38・昭和 56 環告 47・平 8 環告 73・一部改正）

| 物　　質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---|---|---|
| 二酸化硫黄 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 |
| 一酸化炭素 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m$^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m$^3$ 以下であること。 | 濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 |

**表 3-2-20(2)　大気汚染に係る環境基準**

（昭和 53 環庁告 38・平 8 環庁告 74・一部改正）

| 物　　質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---|---|---|
| 二酸化窒素 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 |

**表 3-2-21　ダイオキシン類に係る環境基準**

（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）

| 媒　　体 | 基準値 | 測定方法 |
|---|---|---|
| 大　　気 | 0.6pg-TEQ/m$^3$ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |

備　考　1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 基準値は年間平均値とする。

3. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

### 表 3-2-22　有害大気汚染物質に係る環境基準

（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）

| 物　質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---|---|---|
| ベンゼン | 1 年平均値が 0.003mg/m$^3$ 以下であること。（H9.2.4 環告 4） | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m$^3$ 以下であること。（H9.2.4 環告 4） | |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m$^3$ 以下であること。（H9.2.4 環告 4） | |
| ジクロロメタン | 1 年平均値が 0.15mg/m$^3$ 以下であること。（H13.4.20 環告 30） | |

備　考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(ｲ)騒音

a 環境基準等

騒音に係る環境基準は表 3-2-23 に示すとおりであり、事業計画地周辺は商業地域で C 類型に指定されている。また、航空機騒音に係る環境基準は表 3-2-24、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 3-2-25 に示すとおりである。

### 表 3-2-23　騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

| 地域の類型 | 基　準　値 | |
|---|---|---|
| | 昼　間 | 夜　間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注　1)時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日午前 6 時までの間とする。

2)騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路に面する地域」

| 地域の区分 | 基　準　値 | |
|---|---|---|
| | 昼　　間 | 夜　　間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

注　「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

「地域の類型指定」　（平成 11 年 2 月 12 日広島県告示第 149 号）

| 当該類型 | 地域の区分 |
|---|---|
| AA | 当該地域なし |
| A | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 |
| B | 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する区域を除く。） |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津状及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域 |

「幹線交通を担う道路に近隣する空間の基準値」

| 基　準　値 | |
|---|---|
| 昼　　間 | 夜　　間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備　考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注　1.「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

2.「幹線交通を担う道路に近隣する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

### 表 3-2-24　航空機騒音に係る環境基準

（昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号）

| 地域の類型 | 基準値（単位：WECPNL） |
|---|---|
| Ⅰ | 70 以下 |
| Ⅱ | 75 以下 |

「地域の類型指定」　（昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 405 号）

| 当該類型 | 地　域　の　範　囲 |
|---|---|
| Ⅰ | 該当地域なし |
| Ⅱ | 広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち 6 番（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。）7 番から 9 番まで及び 11 番から 13 番まで。 |

**表 3-2-25　新幹線鉄道騒音に係る環境基準**

（昭和 50 年 7 月 29 日環告第 46 号）

| 地域の類型 | 基　準　値 |
|---|---|
| Ⅰ | 70 デシベル以下 |
| Ⅱ | 75 デシベル以下 |

「地域の類型指定」　（昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 406 号）

| 該当類型 | 地域の区分 | 地域の範囲 |
|---|---|---|
| Ⅰ | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域 | 新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入り口からトンネルの中央部方向に 150m 以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ 300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域（広島車輌基地に係る側線部分（分岐点 51 イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に 300m を加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ 300m 以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に 300m 以内の地域） |
| Ⅱ | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | |

b 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は表 3-2-26 に、自動車騒音の限度は表 3-2-27 に、特定建設作業の規制に関する基準は表 3-2-28 に示すとおりである。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等において発生する騒音については商業地域の第三種区域に、自動車騒音については C 区域に指定されている。

**表 3-2-26　特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準**

（昭和 61 年広島市告示第 96 号）

| 区域の区分 | 昼間（8～18 時） | 朝（6～8 時）<br>夕（18～22 時） | 夜　間(22～6 時) |
|---|---|---|---|
| 第一種区域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 45 デシベル |
| 第二種区域 | 55 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| 第三種区域 | 60 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| 第四種区域 | 70 デシベル | 70 デシベル | 60 デシベル |

備考　1. 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行います。

2. 広島市における区域の指定は以下のとおりです。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津状及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）の地域

## 表 3-2-27　自動車騒音の限度

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号・昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号）

| 区　分 | 当てはめ地域 | 車線等 | 時間の区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間(6 時～22 時) | 夜間(22 時～翌 6 時) |
| a 区域 | 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域 | 1　車　線 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| | | 2 車線以上 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| | | 近隣区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| b 区域 | 第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域<br>用途地域の定めのない地域<br>（c 区域に該当する区域を除く。） | 1　車　線 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| | | 2 車線以上<br>近隣区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| c 区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域<br>工業専用地域<br>並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る)の地域 | 車線を有する道路近隣区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

注　1.騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
2.「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
3.「近隣区域」とは、「幹線交通を担う道路に近隣する区域」をいい 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。
4.「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

## 表 3-2-28　特定建設作業の規制に関する基準

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号　昭和 61 年広島市告示第 96 号）

| 敷地境界における大きさ | 作業時間 | 1 日の作業時間長 | 作業期間 | 作業日 |
|---|---|---|---|---|
| 85 デシベル | 午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行われないこと | 10(14)時間を越えないこと | 連続して 6 日を超えないこと | 日曜日その他の休日に行われないこと |
| | ※適用除外①②③④ | ※適用除外①② | ※適用除外①② | ※適用除外①②③④⑤ |

注　1.指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、( )内に示すとおりである。
2.適用除外は以下のとおりである。
①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

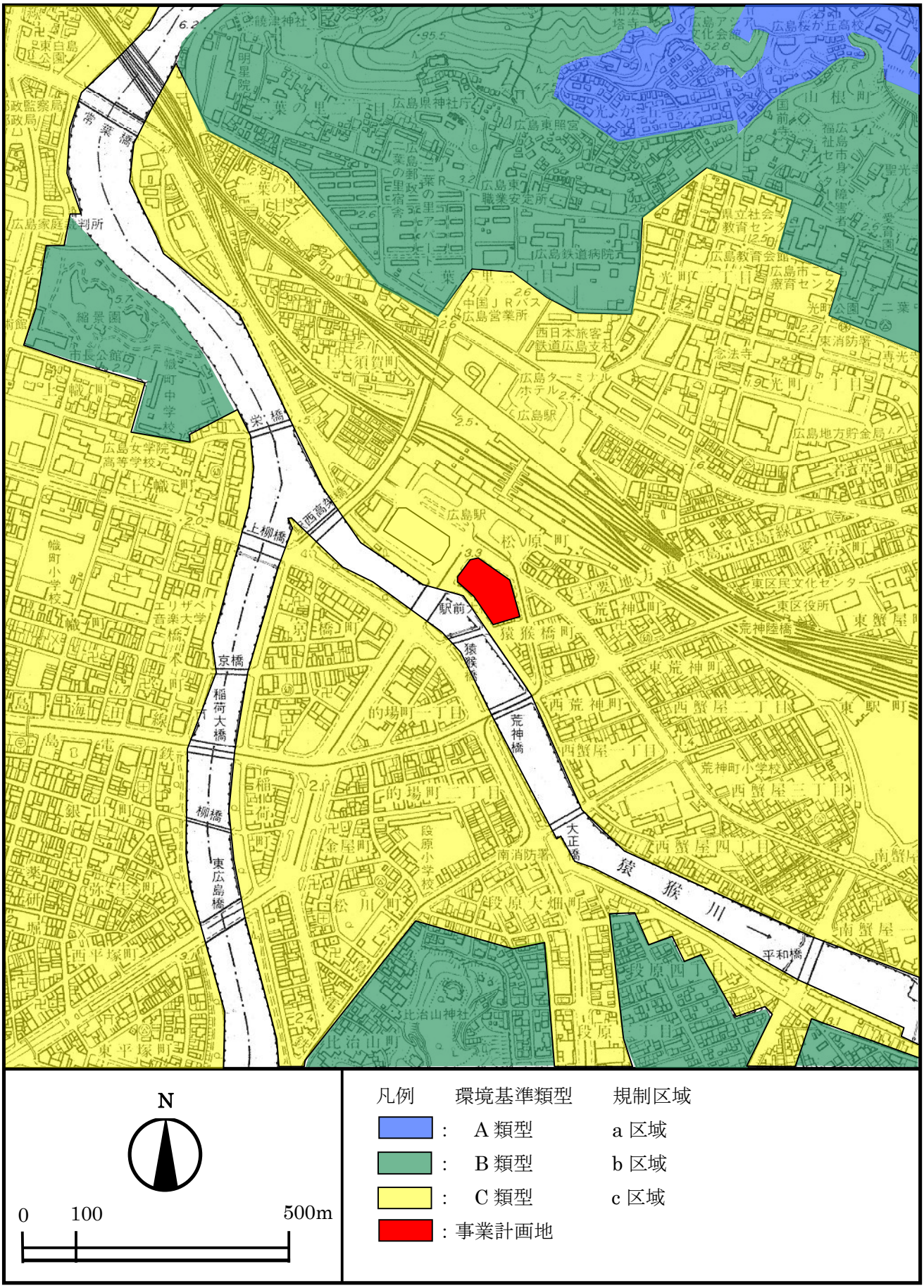


図 3-2-5　環境基準類型指定状況及び自動車騒音規制区域指定状況図

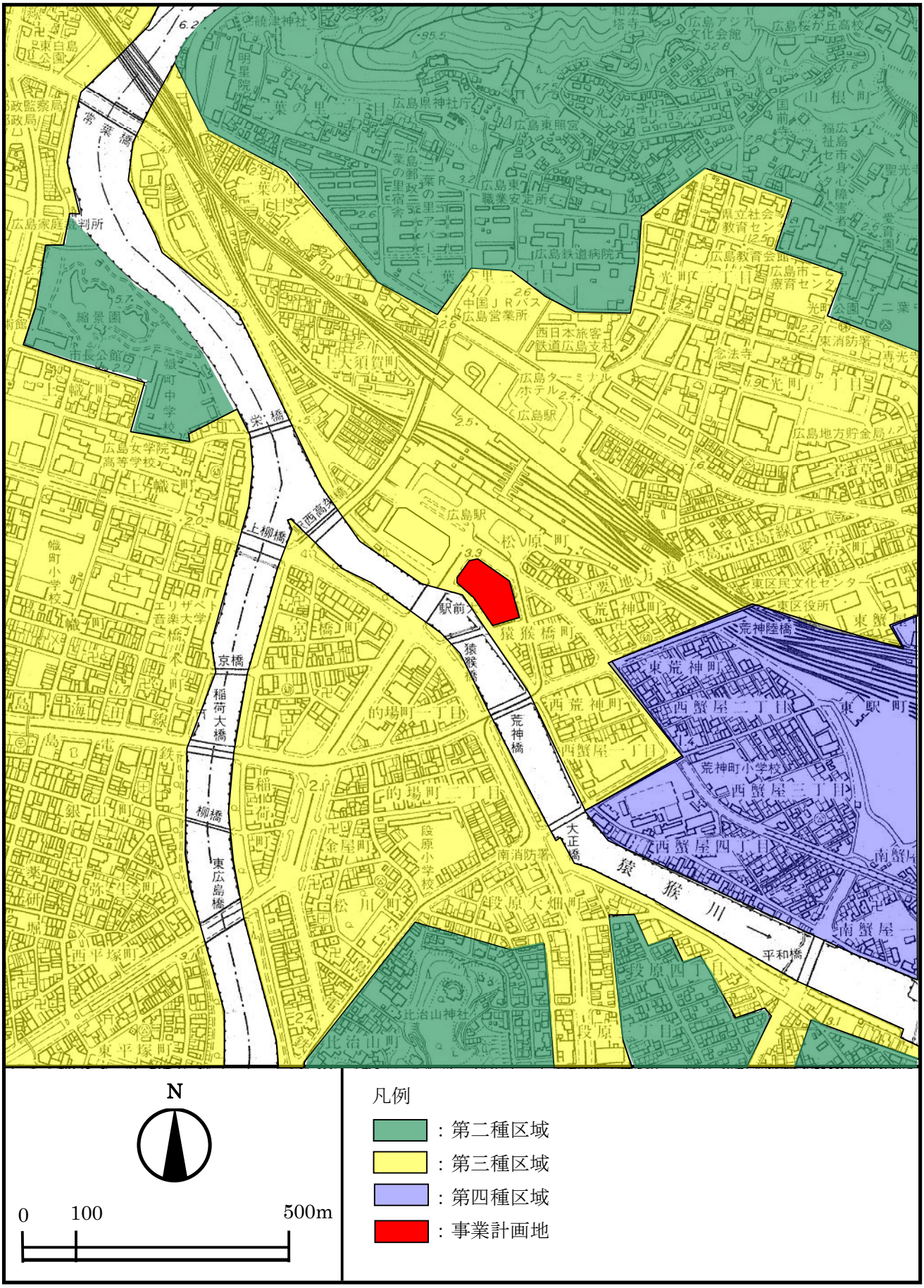


図 3-2-6　特定工場等において発生する騒音規制区域指定状況図

(ｳ)振動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は、表 3-2-29 に示すとおりであり、事業計画地は商業地域の第二種区域に指定されている。

また、表 3-2-30 に示すとおり、道路交通振動の限度が定められている。

なお、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3-2-31 に示す。

**表 3-2-29　特定工場等において発生する振動の規制に関する基準**

(昭和 61 年広島市告示第 97 号)

| 区域の区分 | 昼間(7～19 時) | 夜間(19 時～7 時) |
|---|---|---|
| 第一種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第二種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考　広島市における区域の指定は次のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津狀及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

**表 3-2-30　道路交通振動の限度**

(振動規制法施行規則第 12 条)

| 区域の区分 | 昼間(7～19 時) | 夜間(19 時～7 時) |
|---|---|---|
| 第一種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第二種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

備考　1.振動レベルは、測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

**表 3-2-31　特定建設作業の規制に関する基準**

(昭和 51 年総理府令第 58 号､昭和 61 年広島市告示第 97 号)

| 敷地境界における大きさ | 作業時間 | 1 日の作業時間長 | 作業期間 | 作業日 |
|---|---|---|---|---|
| 75 デシベル | 午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行われないこと | 10(14)時間を越えないこと | 連続して 6 日を超えないこと | 日曜日その他の休日に行われないこと |
| | ※適用除外①②③④ | ※適用除外①② | ※適用除外①② | ※適用除外①②③④⑤ |

注　1.指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別用語老人ホーム等の敷地から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、( )内に示すとおりである。

2.適用除外は以下のとおりである。

①災害その他非常自体の発生により緊急に行う必要がある場合

②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

③鉄道・軌道の正常な運転確保のため必要な場合

④道路法による専用許可(協議)又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合

⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

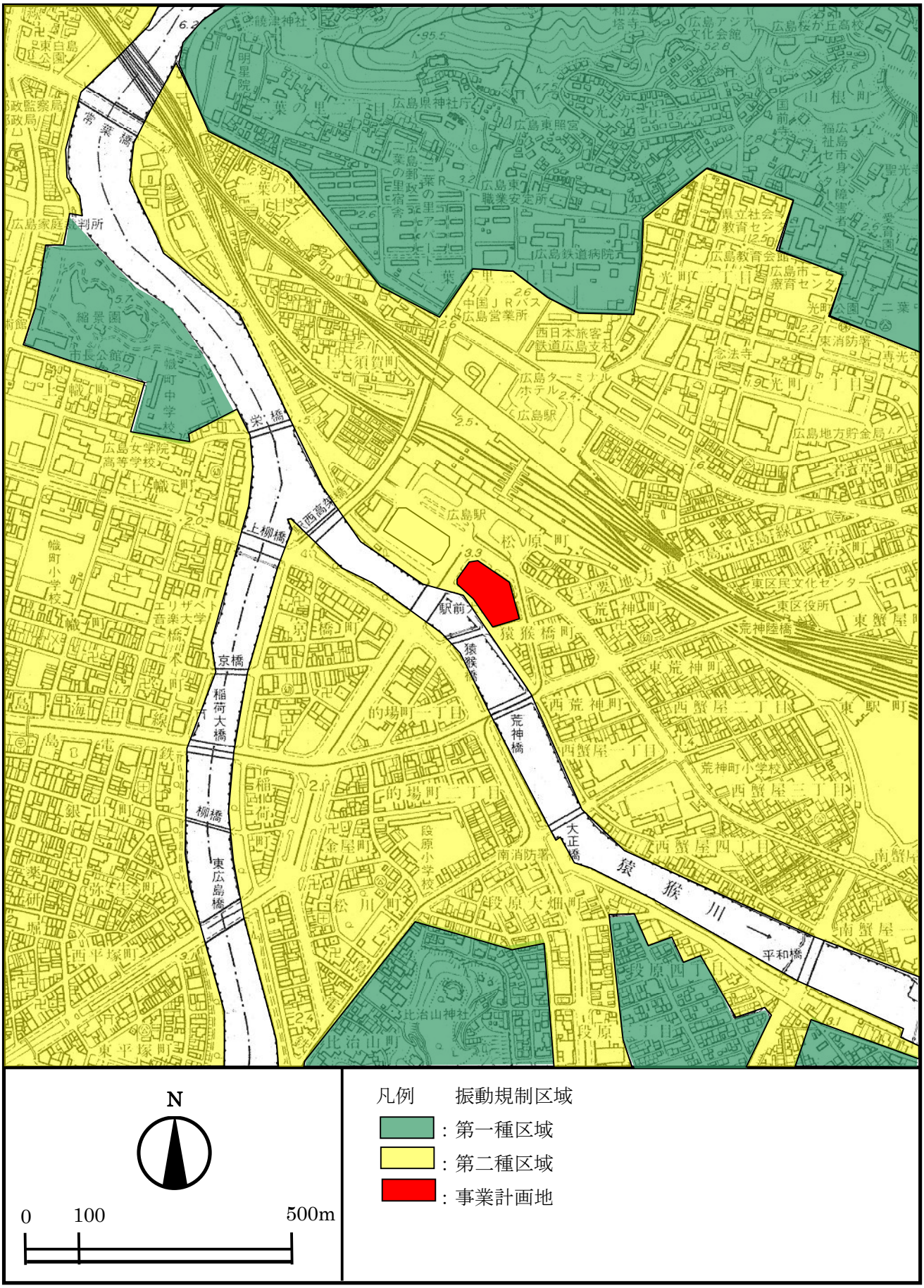


図 3-2-7　特定工場等において発生する振動規制区域および道路交通振動規制区域指定状況図

(ｴ)悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表 3-2-32 に示す許容限度であり、広島市全域が規制地域に指定されている。事業計画地は商業地域の第 2 種区域に指定されている。

**表 3-2-32　悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準**

(平成 15 年広島市告示第 314 号)

「敷地の境界線の地表」

| 区域の区分 | 用途地域の区分等 | 許容限度 |
|---|---|---|
| 第 1 種区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 | 臭気指数 10 |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域 | 臭気指数 13 |
| 第 3 種区域 | 工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定めのない地域 | 臭気指数 15 |

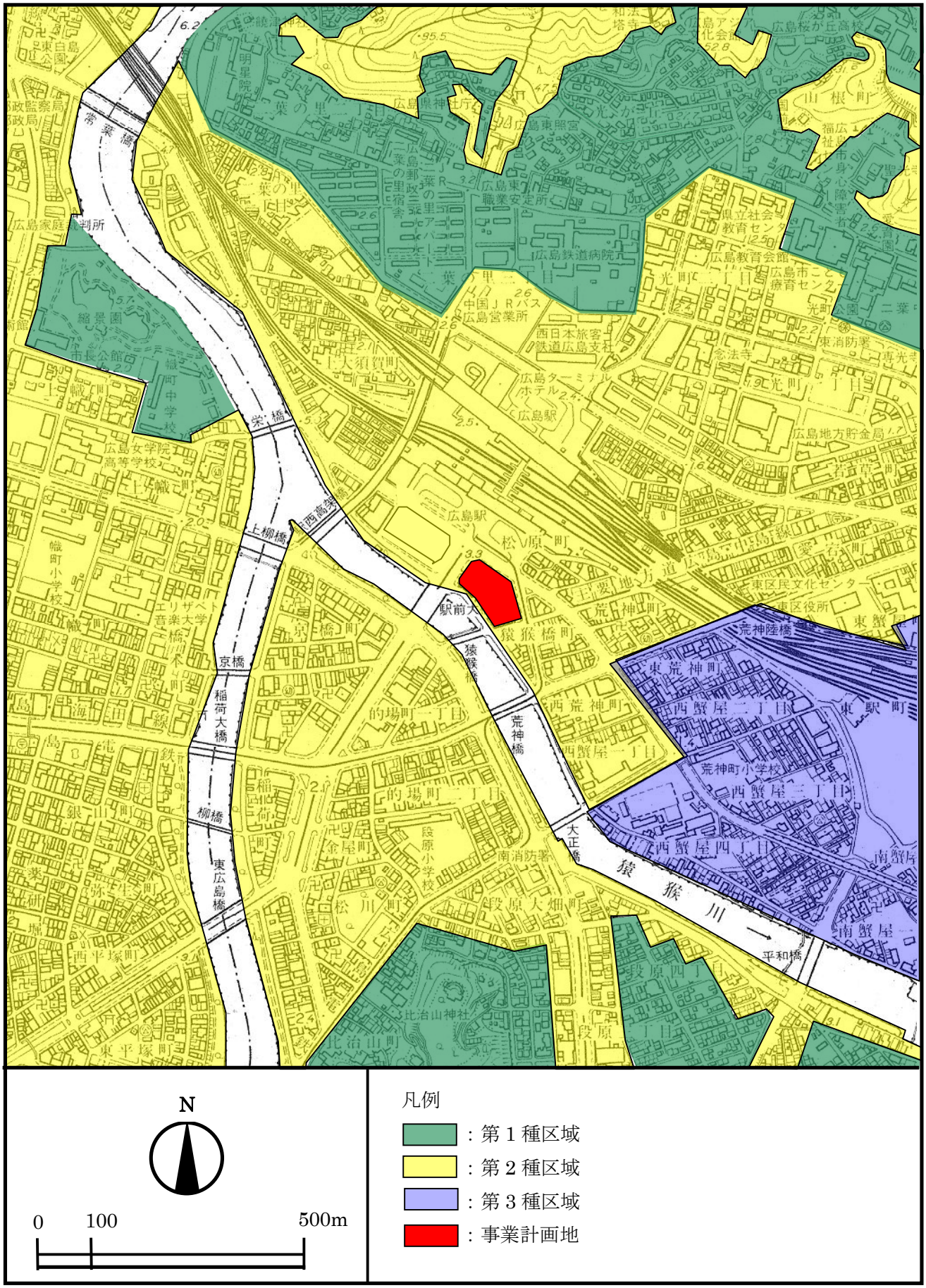


図 3-2-8　悪臭物質の規制区域指定状況図

イ　水環境

(ｱ)水質汚濁

a 環境基準等

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-33 及び表 3-2-34(1)(2)、表 3-2-35(1)(2)(3)に示すとおりである。なお、生活環境の保全に関する環境基準については、事業計画地周辺の河川では、表 3-2-36(1)(2)に示すとおり猿猴川が河川-B 類型に、京橋川が河川-A 類型に指定されている。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-37、ダイオキシン類の水質に係る環境基準は表 3-2-38 に示すとおりである。

**表 3-2-33　人の健康の保護に関する環境基準**

（平 5 環告 16・全改、平 7 環告 17、平 11 環告 14・一部改正）

| 項　目 | 基　準　値 | 測　定　方　法 |
|---|---|---|
| カドミウム | 0.01 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.12 及び 38.3 に定める方法 |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 | 規格 54 に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 | 規格 65.2 に定める方法 |
| 砒素 | 0.01 mg/L 以下 | 規格 61.2 又は 61.3 に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 | 付表 1 に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 付表 2 に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 付表 3 に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,2－ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1－ジクロロエチレン | 0.02 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| シス－1,2－ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1,1－トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,1,2－トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,3－ジクロロプロペン | 0.002 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 | 付表 4 に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 | 付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 | 付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 | 日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 | 規格 67.2、又は 67.3 に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 | 硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L 以下 | 規格 34.1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 | 規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法 |

備考　1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 表 3-2-34(1)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級<br>自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以下 | 50<br>MPN/100mL<br>以下 |
| A | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以下 | 1,000<br>MPN/100mL<br>以下 |
| B | 水道 3 級<br>水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 | 5,000<br>MPN/100mL<br>以下 |
| C | 水産 3 級<br>工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5 mg/L 以下 | 50 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 | — |
| D | 工業用水 2 級<br>農業用水及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8 mg/L 以下 | 100 mg/L 以下 | 2 mg/L 以下 | — |
| E | 工業用水 3 級<br>環境保全 | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 10 mg/L 以下 | ゴミ等の浮遊が認められないこと | 2 mg/L 以下 | — |
| 測定方法 | | 規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格 21 に定める方法 | 付表 8 に掲げる方法 | 規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 最確数による定量法 |

注　1. 自然環境保全　自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級　コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級　特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-34(2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目／類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 全亜鉛 | 該当水域 |
|---|---|---|---|
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 mg/L 以下 | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/L 以下 | |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 mg/L 以下 | |
| 生物特 B | 生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/L 以下 | |
| 測定方法 | | 規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。) | |

備考　1.基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 3-2-35(1)　生活環境保全に関する環境基準（海域）

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン抽出物質（油分等） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 水産1級<br>水浴<br>自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 2 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 1,000<br>MPN/100mL 以下 | 検出されないこと |
| B | 水産2級<br>工業用水及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 3 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8 mg/L 以下 | 2 mg/L 以上 | — | — |
| 測定方法 | | 規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格 17 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法) | 規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法 | 最確数による定量法 | 付表 10 に掲げる方法 |

備考　1.水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注　1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水産1級　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級　：ボラ、ノリ等の水産生物用
3.環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-35(2)　生活環境保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|---|---|---|---|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| Ⅰ | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。) | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| Ⅱ | 水産1種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅲ | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。) | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅳ | 水産3種<br>工業用水<br>生物生息環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.09mg/L 以下 |
| 測定方法 | | 規格 45.4 に定める方法 | 規格 46.3 に定める方法 |

備考　1.基準値は、年間平均値とする。
　　2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注　1.自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
　　2.水産1種　　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
　　水産2種　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
　　水産3種　　:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
　　3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3-2-35(3)　生活環境保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状態の適応性 | 基準値<br>全亜鉛 | 該当水域 |
|---|---|---|---|
| 生物 A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | |
| 測定方法 | | 規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。) | |

## 表 3-2-36(1)　広島市内水域に係る環境基準の類型指定

（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定、昭和 49 年 10 月 1 日広島県告示第 806 号、昭和 50 年 6 月 13 日広島県告示第 527 号
昭和 60 年 3 月 18 日広島県告示第 273 号、昭和 61 年 3 月 31 日広島県告示第 323 号）

| 水域名 | 名　称 | 範　囲 | 当該類型 | 指定年月日 | 指定機関 |
|---|---|---|---|---|---|
| 広島市内水域 | 太田川上流 | 行森川合流点から祇園水門まで | 河川-A | S45.9.1 | 国 |
| | 太田川下流 | 祇園水門より下流 | 河川-B | | |
| | 天満川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 旧太田川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 元安川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 京橋川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 猿猴川 | 全域 | 河川-B | S60.3.18 | 広島県 |
| | 瀬野川 | 全域 | 河川-B | S45.9.1 | 国 |
| | 府中大川 | 全域 | 河川-D | S61.3.31 | 広島県 |
| 八幡川水域 | 八幡川上流 | 郡橋より上流 | 河川-A | S50.6.13 | 広島県 |
| | 八幡川下流 | 郡橋より下流 | 河川-B | | |
| 太田川関連支川水域 | 水内川 | 全域 | 河川-A | S50.6.13 | 広島県 |
| | 太田川上流（二） | 明神橋から行森川合流まで | 河川-A | | |
| | 吉山川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 鈴張川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 根谷川上流 | 代田一合橋より上流 | 河川-A | | |
| | 根谷川下流 | 代田一合橋より下流 | 河川-B | | |
| | 三篠川 | 全域 | 河川-A | | |
| | 安川 | 全域 | 河川-B | | |
| | 古川下流 | 安川合流点より下流 | 河川-B | | |
| 広島湾水域 | 海田湾 | 別記 1 の水域 | 海域-B | S49.10.1 | 広島県 |
| | 広島市地先海域 | 別記 2 の水域 | 海域-A | | |
| | 五日市・廿日市地先海域 | 別記 3 の水域 | 海域-A | | |
| | 広島湾 | 別記 4 の水域 | 海域-A | | |

（別記）

1 共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地（安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16）西側北端から広島湾宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（海田湾）

2 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500m の地点（北緯 34 度 21 分 14 秒、東経 132 度 23 分 13 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。）まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（広島市地先海域）

3 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鰆浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（五日市・廿日市地先海域）

4 廿日市市鰆浜鼻から厳島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの（広島湾）

## 表 3-2-36 (2)　広島市内を含む水域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定

（平成 9 年 4 月 10 日広島県告示第 450 号）

| 水域名 | 範囲 | 該当類型 | 指定年月日 | 指定機関 |
|---|---|---|---|---|
| 広島湾北部 | 別記 1 の水域 | 海域Ⅲ | 平成 9 年 4 月 10 日 | 広島県 |
| 広島湾南部 | 別記 2 の水域 | 海域Ⅱ | 平成 9 年 4 月 10 日 | 広島県 |

（別記）

1（広島湾北部）

廿日市市鰆浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。

2（広島湾南部）

廿日市市鰆浜鼻と厳島聖埼を結ぶ線、同地センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの。

## 表 3-2-37　地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平 9 環告 10・平 11 環告 16・一部改正）

| 項　　目 | 基　準　値 | 測　　定　　方　　法 |
|---|---|---|
| カドミウム | 0.01mg/L以下 | 日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | 規格K0102の65.2に定める方法 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 規格K0102の61.2又は61.3に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | 昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L以下 | 規格K0102の67.2又は67.3に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 | 硝酸窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又はは43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あっては規格K0102の43.1に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 | 規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L以下 | 規格K0102の47.1若しく47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法 |

備考　1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

### 表 3-2-38　ダイオキシン類に係る環境基準

（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）

| 媒　　体 | 基　準　値 | 測　定　方　法 |
|---|---|---|
| 水　　質（水底の底質を除く） | 1pg-TEQ/L 以下 | 日本工業規格 K0312 に定める方法 |

備　考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

3. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

b 規制基準等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排水基準は、表 3-2-39 示すとおりである。

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年広島県条例第 69 号）では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表 3-2-40 示すとおりである。

なお、下水道への排除基準を表 3-2-41 に示す。

### 表 3-2-39 有害物質に係る排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

［有害物質］　　昭和 46 年総理府令第 35 号

| 有害物質の種類 | 許容限度 | 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|---|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウム　0.1 mg/L | 1,1-ジクロロエチレン | 0.2 mg/L |
| シアン化合物 | シアン　1 mg/L | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る） | 1 mg/L | 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 鉛　0.1 mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム　0.5 mg/L | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 砒素　0.1 mg/L | チウラム | 0.06 mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀　0.005 mg/L | シマジン | 0.03 mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.2 mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L | ベンゼン | 0.1 mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.3 mg/L | セレン及びその化合物 | セレン　0.1 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L | ほう素及びその化合物 | ほう素　10 mg/L(海域以外の公共用水域に排出)<br>230 mg/L(海域に排出) |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L | ふっ素及びその化合物 | ふっ素　8 mg/L(海域以外の公共用水域に排出)<br>15 mg/L(海域に排出) |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量　100 mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L | | |

備考　「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 表 3-2-39　有害物質に係る排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）（つづき）

［その他の項目］

| 有害物質の種類 | 許容限度 | 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|---|---|---|
| 水素イオン濃度(水素指数) | 5.8～8.6(海域以外の公共用水域に排出)<br>5.0～9.0(海域に排出) | 亜鉛含有量　(mg/L) | 5 |
| 生物化学的酸素要求量　(mg/L) | 160(日間平均 120) | 溶解性鉄含有量　(mg/L) | 10 |
| 化学的酸素要求量　(mg/L) | 160(日間平均 120) | 溶解性マンガン含有量(mg/L) | 10 |
| 浮遊物質量　(mg/L) | 200(日間平均 150) | クロム含有量　(mg/L) | 2 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)　(mg/L) | 5 | 大腸菌群数　(個/cm$^3$) | 日間平均 3,000 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)　(mg/L) | 30 | 窒素含有量　(mg/L) | 120(日間平均 60) |
| フェノール類含有量　(mg/L) | 5 | 燐含有量　(mg/L) | 16(日間平均 8) |
| 銅含有量　(mg/L) | 3 | | |

備考　1.「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m$^3$ 以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。

3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

4. 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。(瀬戸内海及び流入河川は適用される。)

## 表 3-2-40 上乗せ排水基準（抜粋）

［一般基準］　　昭和 46 年広島県条例第 69 号

| 項　目 | 許　容　限　度 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第一種水域 | | 第二種水域 | | 第三種水域 | | 第四種水域 |
| | 河川等 | 湖沼 | 河川等 | 湖沼 | 河川等 | 湖沼 | |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数) | | | | | | | 5.5 以上<br>9.0 以下 |
| 生物化学的酸素要求量<br>[mg/L] | 90<br>(日間平均 70) | | | | | | |
| 化学的酸素要求量<br>[mg/L] | | 50<br>(日間平均 40) | | 85<br>(日間平均 65) | | 120<br>(日間平均 90) | 130<br>(日間平均100) |
| 浮遊物質量<br>[mg/L] | 90<br>(日間平均 70) | | 90<br>(日間平均 70) | | | | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)[mg/L] | 8 | | 8 | | 20 | | 20 |

備考　1.「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、排水量が 50m$^3$ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3.「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

4. 事業計画地周辺の河川は第三種水域にあたる。

## 表 3-2-41　下水道への排除基準

昭和 34 年政令第 147 号
昭和 47 年広島市条例第 96 号

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|---|---|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウム　0.1 mg/L 以下 | ベンゼン | 0.1 mg/L 以下 |
| シアン化合物 | シアン　1 mg/L 以下 | セレン及びその化合物 | セレン　0.1 mg/L 以下 |
| 有機燐化合物 | 1 mg/L 以下 | ほう素及びその化合物 | ほう素　10 mg/L 以下※ |
| 鉛及びその化合物 | 鉛　0.1 mg/L 以下 | ふっ素及びその化合物 | ふっ素　8 mg/L 以下※ |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム　0.5 mg/L 以下 | フェノール類 | 5 mg/L 以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素　0.1 mg/L 以下 | 銅及びその化合物 | 銅　3 mg/L 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀<br>その他の水銀化合物 | 水銀　0.005 mg/L 以下 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛　5 mg/L 以下 |
| | | 鉄及びその化合物<br>(溶解性) | 鉄　10 mg/L 以下 |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | | |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L 以下 | マンガン及びその化合物<br>(溶解性) | マンガン　10 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.3 mg/L 以下 | | |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | クロム及びその化合物 | クロム　2 mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L 以下 | ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L 以下 | 水素イオン濃度 | 水素指数 5 を超え 9 未満 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L 以下 | 生物化学的酸素要求量 | 600 mg/L 未満 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.2 mg/L 以下 | 浮遊物質量 | 600 mg/L 未満 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L 以下 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油類含有量　5 mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/L 以下 | | 動植物油脂類含有量　30 mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L 以下 | 窒素含有量 | 240 mg/L 未満 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L 以下 | 燐含有量 | 32 mg/L 未満 |
| チウラム | 0.06 mg/L 以下 | 温度 | 45℃未満 |
| シマジン | 0.03 mg/L 以下 | 沃素消費量 | 220 mg/L 未満 |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L 以下 | | |

備考　各項目は、排水量 50$m^3$/日以上の特定事業場の排除基準である。
※は、事業計画地からの排水を処理する広島市大州水資源再生センターの排除基準である。

ウ　土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-42 に示すとおりである。

## 表 3-2-42　土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日
環告第 46 号
改正　平 5 環告 19・平 6 環告 5・平 6 環告 25・平 7 環告 19・平 10 環告 21・平 13 環告 16

| 項　　目 | 基　　準　　値 | 測　　定　　方　　法 |
|---|---|---|
| カ　ド　ミ　ウ　ム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102 （以下「規格」という。） 55に定める方法、農用地にかかわるものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法 |
| 全　シ　ア　ン | 検液中に検出されないこと。 | 規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。) |
| 有　機　燐　（　り　ん　） | 検液中に検出されないこと。 | 昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法) |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | 規格54に定める方法 |
| 六　価　ク　ロ　ム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 | 規格65.2に定める方法 |
| 砒　素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法 |
| 総　水　素 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| ア　ル　キ　ル　水　銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 農用地 （田に限る。） において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法 |
| ジ　ク　ロ　ロ　メ　タ　ン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四　塩　化　炭　素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |

## 表 3-2-42　土壌の汚染に係る環境基準（つづき）

| 項　　目 | 基　　準　　値 | 測　　定　　方　　法 |
|---|---|---|
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | 規格67.2又は67.3に定める方法 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 | 規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | 規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |

備考　1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中これらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

③公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧

事業計画地における公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧は表 3-2-43(1)(2)に示すとおりである。

**表 3-2-43(1)　公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（環境基準）**

| 分類 | 項　目 | 環境上の条件又は環境基準値 | | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 大気汚染 | 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。 | | |
| | 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | | |
| | 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | | |
| | 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値がが0.20ppm以下であること。 | | |
| | 光化学オキシダント | 一時間値が0.06ppm以下であること。 | | |
| | ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/$m^3$以下であること。 | | |
| | トリクロロエチレン | 1年平均値が0.02mg/$m^3$以下であること。 | | |
| | テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.02mg/$m^3$以下であること。 | | |
| | ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/$m^3$以下であること。 | | |
| | ダイオキシン類 | 0.6pg-TEQ/$m^3$以下(年間平均値) | | |
| 騒音 | 等価騒音レベル | 昼間(6～22時) | 60デシベル以下 | C類型 |
| | | 夜間(22～6時) | 50デシベル以下 | |
| 振動 | 振動については環境基準は定められていません。 | | | |
| 悪臭 | 悪臭については環境基準は定められていません。 | | | |
| 水質汚濁 | カドミウム | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 全シアン | 検出されないこと　(最高値) | | |
| | 鉛 | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 六価クロム | 0.05mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 砒素 | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 総水銀 | 0.0005mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | アルキル水銀 | 検出されないこと　(年間平均値) | | |
| | PCB | 検出されないこと　(年間平均値) | | |
| | ジクロロメタン | 0.02mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 1，2－ジクロロエタン | 0.004mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 1，1－ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | シス－1，2－ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 1，1，1－トリクロロエタン | 1mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 1，1，2－トリクロロエタン | 0.006mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 1，3－ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | チウラム | 0.006mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | シマジン | 0.003mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | ベンゼン | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | セレン | 0.01mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | ふっ素 | 0.8mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | ほう素 | 1mg/L以下　(年間平均値) | | |
| | ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L (年間平均値) | | |

表 3-2-43(1)　公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（環境基準）のつづき

| 分類 | 項　目 | 環 境 基 準 値 | 備 考 |
|---|---|---|---|
| 土壌汚染 | カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 | |
| | 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 | |
| | 砒素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 | |
| | 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 | |
| | アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | |
| | ＰＣＢ | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 | |
| | ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | |
| | 1,2－ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 | |
| | 1,1－ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | シス－1,2－ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 | |
| | 1,1,1－トリクロロエチレン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | |
| | 1,1,2－トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | |
| | トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 | |
| | テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | 1,3－ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | |
| | チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | |
| | シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 | |
| | チオベンカルプ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 | |
| | ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | |
| | ダイオキシン類 | 土壌1gにつき1,000pg－TEQ以下であること。 | |

## 表 3-2-43(2)　公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（規制基準）

| 分類 | 関連法令 | 項　目 | 規制基準 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音 | 騒音規制法 | 騒音レベル | 昼間 | 60デシベル | 第三種区域 |
| | | | 朝・夕 | 60デシベル | |
| | | | 夜間 | 50デシベル | |
| | | | 85デシベル | | 特定建設作業 |
| 振動 | 振動規制法 | 振動レベル | 昼間 | 65デシベル | 第二種区域 |
| | | | 夜間 | 60デシベル | |
| | | | 75デシベル | | 特定建設作業 |
| 悪臭 | 悪臭防止法 | 臭気指数 | 13 | | 第2種区域 |
| 土壌汚染 | 土壌汚染については規制基準は定められていません。 | | | | |
| 下水の排除の制限に係る水質の基準 | 下水道法 | カドミウム及びその化合物 | カドミウム　0.1mg/L以下 | | |
| | | シアン化合物 | シアン　1mg/L以下 | | |
| | | 有機燐化合物 | 1mg/L以下 | | |
| | | 鉛及びその化合物 | 鉛　0.1mg/L以下 | | |
| | | 六価クロム化合物 | 六価クロム　0.5mg/L以下 | | |
| | | 砒素及びその化合物 | 砒素　0.1mg/L以下 | | |
| | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀　0.005mg/L以下 | | |
| | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | | |
| | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L以下 | | |
| | | トリクロロエチレン | 0.3mg/L以下 | | |
| | | テトラクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | | |
| | | ジクロロメタン | 0.2mg/L以下 | | |
| | | 四塩化炭素 | 0.02mg/L以下 | | |
| | | 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L以下 | | |
| | | 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L以下 | | |
| | | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L以下 | | |
| | | 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L以下 | | |
| | | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L以下 | | |
| | | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L以下 | | |
| | | チウラム | 0.06mg/L以下 | | |
| | | シマジン | 0.03mg/L以下 | | |
| | | チオベンカルブ | 0.2mg/L以下 | | |
| | | ベンゼン | 0.1mg/L以下 | | |
| | | セレン及びその化合物 | セレン　0.1mg/L以下 | | |
| | | ほう素及びその化合物 | ほう素　10mg/L以下 | | |
| | | ふっ素及びその化合物 | ふっ素　8mg/L以下 | | |
| | | フェノール類 | 5mg/L以下 | | |
| | | 銅及びその化合物 | 銅　3mg/L以下 | | |
| | | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛　5mg/L以下 | | |
| | | 鉄及びその化合物(溶解性) | 鉄　10mg/L以下 | | |
| | | マンガン及びその化合物(溶解性) | マンガン　10mg/L以下 | | |
| | | クロム及びその化合物 | クロム　2mg/L以下 | | |
| | | ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 | | |
| | | 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 | | |
| | | 生物化学的酸素要求量 | 五日間に600mg/L未満 | | |
| | | 浮遊物質量 | 600mg/L未満 | | |
| | | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 5mg/L未満<br>30mg/L未満 | | 鉱油類<br>動植物油脂類 |
| | | 燐含有量 | 240mg/L未満 | | |
| | | 窒素含有量 | 32mg/L未満 | | |
| | | 温度 | 45℃未満 | | |
| | | 沃素消費量 | 220未満 | | |

④環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成 13 年 10 月（平成 19 年 6 月一部改定）に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられ、計画の期間は平成 22 年度までとされている。

⑤広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

広島市は平成 9（1997）年 10 月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定したが、従来のようにごみ排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負荷を極めて小さくするという考え方へ大きく転換することが重要となった。このため、上記計画が見直され、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点から 21 世紀における広島市の都市環境の向上を目指す為、本計画が策定された。

⑥リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約 46%（平成 14 年度）を占めている。また、このうち紙ごみが 5 割以上を占め、シュレッダーダストや OA 用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるためリサイクルガイドラインは策定された。本冊子は、平成 14 年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策を示している。

⑦広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標を定めている。